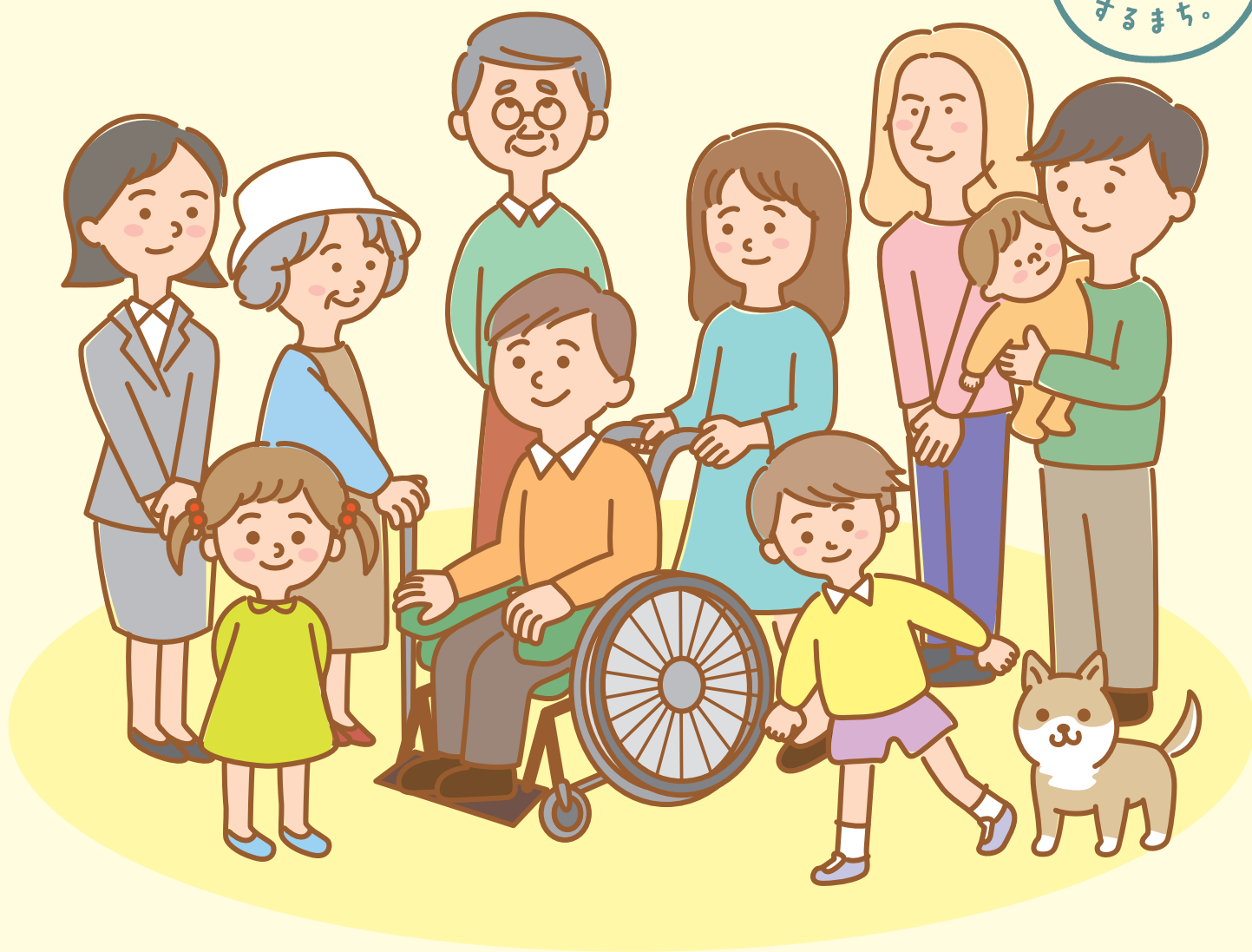
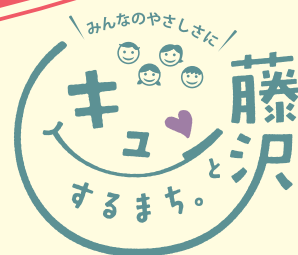
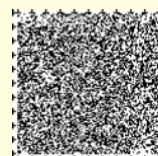


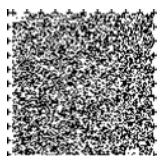
# 藤沢市人権施策推進指針【改定版】

～ 一人ひとりの市民が尊重され、  
ともに生きるまちづくりに向けて ～



2016年(平成28年)3月  
藤沢市





## 人権とは、 すべての人が、生まれながらにもっている権利です。

世界人権宣言《1948年（昭和23年）》

### 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### 第2条

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

日本国憲法《1947年（昭和22年）》

### 第11条〔基本的人権〕

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

### 第14条〔法の下での平等〕

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

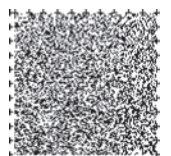
### 第97条〔基本的人権の由来特質〕

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人は、誰でも、自由で平等であり、尊厳をもって人間らしい生活をする権利があります。

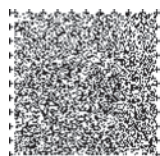
同じ社会に生きる者として、互いの人権を尊重し、多様性を認めあい、人を思いやる心をもって行動することが大切です。

藤沢市は、人権施策推進指針を定め、人権が尊重されるまちづくりに向けて、施策を推進します。



## <目 次>

<b>第1章 人権施策推進指針改定に当たって</b> . . . . .	<b>P 1</b>
1 人権施策推進指針策定の趣旨 . . . . .	P 1
2 人権施策推進指針改定の趣旨と背景 . . . . .	P 2
3 人権施策推進指針改定に当たっての視点 . . . . .	P 3
4 人権に関する社会情勢と本市の取組 . . . . .	P 4
<b>第2章 人権施策推進指針がめざすもの</b> . . . . .	<b>P 6</b>
1 基本理念 . . . . .	P 6
2 基本目標 . . . . .	P 6
<b>第3章 人権施策の総合的な推進に向けて</b> . . . . .	<b>P 7</b>
1 人権教育・人権啓発の推進 . . . . .	P 8
2 相談・支援の充実 . . . . .	P 11
3 推進体制の整備 . . . . .	P 13
4 個人情報保護の対策 . . . . .	P 16
<b>第4章 分野別人権施策の推進</b> . . . . .	<b>P 18</b>
1 男女平等の社会づくりに向けて . . . . .	P 18
2 子どもの人権を尊重するために . . . . .	P 21
3 高齢者の人権を尊重するために . . . . .	P 24
4 障がいのある人の人権を尊重するために . . . . .	P 27
5 同和問題（部落差別）を解決するために . . . . .	P 30
6 外国につながるのある市民の人権を尊重するために . . . . .	P 32
7 患者等の人権を尊重するために . . . . .	P 34
8 就労者の人権を尊重するために . . . . .	P 36
9 犯罪被害者の人権を尊重するために . . . . .	P 38
10 ホームレス（野宿生活者）の人権を尊重するために . . . . .	P 39
11 インターネット上における人権を尊重するために <b>新</b> . . . . .	P 40
12 セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人権を尊重するために <b>新</b> . . . . .	P 42
13 さまざまな人の人権を尊重するために . . . . .	P 44
(1) さまざまな人の人権 . . . . .	P 44
(2) さまざまな人権課題 . . . . .	P 46



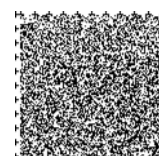
## 第5章 今後の人権行政のあり方 . . . . . P 48

- 1 人権行政の推進とチェック機能 . . . . . P 48
- 2 市民との協働 . . . . . P 48
- 3 人権に関する拠点施設の検討 . . . . . P 48
- 4 人権行政の推進に向けた情報収集と施策の検討 . . . . . P 48

「法律及び条約」の表記について . . . . . P 49

### 参考資料

- 資料1 主な人権に関する諸条約一覧 . . . . . P 50
- 資料2 日本における分野別の主な人権に関する法令 . . . . . P 51
- 資料3 主な関連年表 . . . . . P 54
- 資料4 ふじさわ人権協議会要綱・委員名簿 . . . . . P 60
- 資料5 藤沢市人権事務事業推進連絡会要綱 . . . . . P 62
- 資料6 藤沢市子どもをいじめから守る条例 . . . . . P 63
- 資料7 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 . . . . . P 65
- 資料8 世界人権宣言 . . . . . P 66
- 資料9 人権に配慮した表現等に関する留意事項について . . . . . P 68



## 《用語の定義》

※ 藤沢市人権施策推進指針でいう「**市民**」とは、藤沢市に居住する人、働く人、学ぶ人、活動する人、事業を営む人等、藤沢市に集うすべての人のことをいいます。

※ 藤沢市人権施策推進指針でいう「**外国籍市民**」と「**外国につながりのある市民**」

「外国籍市民」とは、日本以外の国籍の市民をいいます。

「外国につながりのある市民」とは、外国籍市民と、日本人とは文化的・民族的背景を異にする人、外国籍から日本国籍に国籍を変更した人、日本国籍であっても外国で生まれ育った人や父母のいずれか一方が外国籍である人、日本語を母語としない人など、何らかの形で外国につながりのある市民をいいます。

## 《表記について》

※ 「**法律及び条約**」の表記について

藤沢市人権施策推進指針（1～48 ページ）の中で使用する法律及び条約のうち、49 ページに記載するものは、同ページの省略名で表します。

※ 「**障がい**」、「**障害**」の表記について

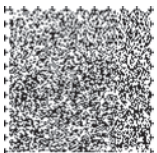
本市では、2011 年（平成 23 年）4 月から、条例及び規則を除き、原則として、人や人の状態を表す場合には、「害」の字は、すべて「ひらがな」で表記しています。

（団体の名称や組織名、建物等は、それまでと同様にそれぞれの固有の名称で表記）

ただし、藤沢市人権施策推進指針では、条例及び規則に準じ、条約、法律及び国が定める計画の名称については、それぞれに定めるとおり表します。

※ **新**の表記について

今回の改正により新たに位置づけたものは、**新**と表記しています。



すべての人は、一人ひとりがかげがえのない存在であり、世界人権宣言第2条や日本国憲法第14条に示されているように、不当な差別を受けることなく、個人として最大限尊重されなければなりません。

人権を考えるに当たっては、個人の尊重を基本に据えることが不可欠です。

一方、人は、一人では生きていくことはできず、他の人と関わりあいながら、社会生活を営まなければなりません。すべての人に人権を保障するためには、それぞれの人権を互いに尊重しあう必要があります。すなわち、多様な人々が互いの存在を認めあいながら、ともに支えあって生きるという共生社会の実現が、すべての人の人権を保障することになります。

国際的には、国際連合（以下「国連」という。）を中心として、民族、宗教、女性、子ども、高齢者、障がいのある人など、さまざまな視点から人権に関する課題解決の努力が積み重ねられていますが、いまだ克服すべき多くの課題が残されています。

また、日本では、戦後、基本的人権の尊重をうたう憲法の下、さまざまな人権施策が展開されてきましたが、依然として多くの人権侵害や差別が存在しています。

本市では、すべての市民がお互いの人権を尊重し、ともに生きる社会を実現するため、一人ひとりが人権を身近なものとし、身近な人々とともに、身近なところから少しでも人権課題をなくすよう、人権施策の推進を目的として、2005年（平成17年）5月、人権関係課長等で構成する庁内組織「藤沢市人権事務事業推進連絡会」を立ち上げました。

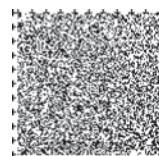
翌年の2006年（平成18年）4月には、人権指針の策定を目的として、人権に関する各専門分野の代表者及び市民公募委員で組織する「ふじさわ人権懇話会」を設置し、この中で協議を重ね、2007年（平成19年）2月に「藤沢市人権施策推進指針」（以下「人権指針」という。）を策定しました。

この人権指針は、職員に向けたガイドラインとして、本市の人権施策の基本理念、現状と課題、及び今後、取り組むべき方向性を示したものです。

あらゆる人の人権が尊重される社会の実現に向けて、各種施策を推進するに当たり、人権尊重の視点から何を大切に、進めたらよいかを明らかにしています。

人権指針を基に、個別の計画を策定又は改定する際には、人権尊重の視点を取り入れた計画とし、常に検証を行い、人権に関する諸施策を総合的に推進します。

また、本市の行政の一翼又は補完的役割を担っている出資団体や本市施設を運営する指定管理者にも、人権指針に基づく取組を推進するよう要請し、連携して取組を図ります。



本市では、人権指針に基づき、あらゆる施策について、人権尊重の視点を取り入れ、総合的に人権行政を進めてきました。

しかしながら、通信技術の高度化や就労構造など社会情勢の変化等による新たな課題も生じています。

例として、インターネット上における差別情報の書き込み等による人権侵害や、人種や民族、国籍など、特定の属性を有する人々に対して、差別や暴力行為をあおる言動、いわゆるヘイトスピーチ（差別扇動表現）の課題、経済的に困っている家庭の子どもが、十分な教育を受けられない等の理由から、安定した職に就きづらいなど、「貧困の連鎖」といった課題などが挙げられます。

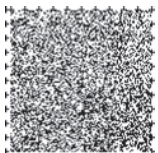
2007年（平成19年）2月の「藤沢市人権施策推進指針」策定後、「いじめ防止対策推進法」や「障害者差別解消法」が制定されるなど、本市としても、新たな人権に関する法令等への対応や整合性を図る必要が生じています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるオリンピックのセーリング競技が本市で開催されることが決定したことにより、世界中の国々から多くの来場者が見込まれることから、あらゆる人が互いに認めあう共生社会の実現に向け、より一層の取組が求められます。

この度、このような社会情勢等の変化や新たな課題に対応するため、現行の人権指針を改定し、更なる人権施策の推進を図るものです。

また、社会情勢の変化等に対応するため、今後は、概ね5年ごとに見直しを行い、改定することとします。

人権指針の改定に当たっては、その都度、「第1回藤沢市人権に関する市民意識調査」（以下「第1回人権市民意識調査」という。）と同等の調査を行い、市民の人権意識やニーズ等を的確に捉えた上で、行うこととします。





人権指針の改定に当たっては、改定を見据え市民の人権意識やニーズ等を把握するため2014年度（平成26年度）に実施した「第1回人権市民意識調査」の実施結果を踏まえて、2007年（平成19年）2月に策定した「藤沢市人権施策推進指針」を基本として、次の視点により検討を加えました。

### 【改定に当たっての主なポイント】

#### ■ 喫緊の人権課題への対応

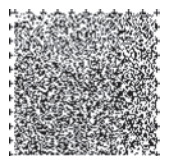
第1回人権市民意識調査において、一番関心の高かった「障がいのある人」の課題として、「障害者差別解消法」に伴う取組や、「子ども」の人権に関する課題として、関心があるとの回答が7割を超えた「いじめ」といった喫緊の人権課題に対応する。

#### ■ 新たな人権課題への対応

SNSなどインターネット上における人権侵害など、新たな人権課題に対応する。

#### ■ 理解が進んでいない人権課題への対応

外国人やセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）、HIV感染者など、社会的な支援や、社会の中における理解が進んでいない分野等に関する人権課題に対応する。



## ■ 世界の動き

20世紀に入ってから2度にわたる世界大戦により、人類は、かつてない世界的規模での人権の抑圧や侵害を体験しました。その反省から、1945年（昭和20年）に、国際連合憲章に基づいて設立された国連では、人権及び基本的自由を尊重することをその目的の1つに位置付けています。

また、1948年（昭和23年）の国連総会において、人権についてすべての国家と人類が達成すべき基準として「世界人権宣言」が採択されました。さらに、この宣言を法的実効性のあるものとするため、1966年（昭和41年）には、「国際人権規約」が採択されました。この「国際人権規約」は、以後に締結される数々の人権保障に関する条約の国際的基準とされています。

しかしながら、その後も地球上には、数々の民族紛争をはじめ、さまざまな人権課題があつたを絶たず、国連では、世界各国が「人権という普遍的文化」の普及をめざし、そのための教育啓発活動に取り組むよう、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までを「人権教育のための国連10年」と決めました。

この10年の経過後、2005年（平成17年）に採択された「人権教育のための世界計画」により、人権教育の取組が図られています。

2006年（平成18年）には、それまでの人権委員会を昇格させるかたちで「国連人権理事会」が新設され、日本も47理事国の一員に選任されています。

## ■ 国内の動き

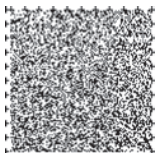
日本では、基本的人権の尊重を基本原理とする「日本国憲法」〔1947年（昭和22年）施行〕において、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」（第11条）として、はじめて基本的人権の尊重がうたわれました。

日本国憲法では、基本的人権の尊重に関して、「平等権」、「自由権」、「社会権」、「国務請求権」、「参政権」と、大きく分けて5つの権利について規定しています。

このような、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸条約の批准、人権に関する法令や諸制度の整備など諸施策が講じられています。

特に近年は、女性、子ども、障がいのある人をはじめ、さまざまな人々の人権が尊重されるよう、国内での法制度の整備や施策が進められています。

また、人権教育・人権啓発という観点から「人権教育のための国連10年」を受けて、1997年（平成9年）に国内行動計画が策定され、さらに、2000年（平成12年）には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国、地方公



共団体及び国民の責務などが具体的に定められました。

2007年（平成19年）2月の人権指針策定以降、「障害者虐待防止法」〔2011年（平成23年）制定〕、「生活困窮者自立支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「いじめ防止対策推進法」〔以上、すべて2013年（平成25年）制定〕といった人権に関する法律が新たに制定されるなど、人権に関する法整備が進んでいます。

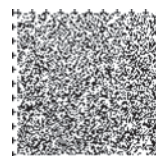
## ■ 藤沢市の取組

本市では、基本的人権を尊重した市政を遂行するため、これまで、さまざまな人権施策を推進してきました。

「藤沢市市政運営の総合指針2016」では、長期的な視点に立った8つの基本目標の1つに「市民自治・地域づくりを進める」を位置付け、一人ひとりの人権を尊重し、男女が共同してつくる平和な社会の実現に向けて、市民、地域社会の質的な成熟をめざし、さまざまな人権施策に取り組んでいます。

各分野での個別計画として、「ふじさわ男女共同参画プラン」、「藤沢市地域福祉計画」などを策定するとともに、「藤沢市子どもをいじめから守る条例」を制定し2015年（平成27年）4月に施行しました。これら条例や個別計画の中で、人権尊重の理念や権利擁護、差別の解消、いじめ及び虐待の防止といった各種施策を盛り込んでいます。

また、すべての市民を対象とし、一人ひとりが地域社会の一員として包み支えあう、心豊かな暮らしを実現することや、支援を必要とする人が、身近な地域で確実に支援を受けることができる相談支援体制の確立などを基本理念とする「藤沢型地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めています。



## 1

## 基本理念

## 人権を大切にし、「人権文化」を育むまちづくり

「人権文化」とは、一人ひとりが自由、平等であり、差別や人権侵害があってはならないという人権尊重の精神が社会や生活の中に定着し、すべての市民の日常行動の基準となることです。

すべての市民がお互いの人権を尊重し、ともに支えあい、ともに生きる社会を実現するため「人権文化」を育むまちづくりを人権指針の基本理念として、あらゆる施策を推進します。

## 2

## 基本目標

基本理念に基づき、次の3つの基本目標を設け、これらの実現をめざして、さまざまな人権施策を推進します。

## ■ 個人が尊重され、自分らしい生き方ができる社会の構築

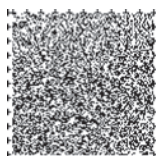
だれもが差別や人権侵害を受けることなく、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざします。

## ■ とともに支えあい、ともに生きる社会の構築

お互いの人権を尊重し、多様性を認めあい、さまざまな人々がともに支えあい、ともに生きる社会を築くことをめざします。

## ■ 協働による施策の推進

人権尊重の視点に立って、市民・NPO・企業・各種団体等と協働し、人権施策を推進します。



人権施策をより実効性のあるものとするため、次のような共通認識のもとに、人権教育・人権啓発の推進、相談窓口の充実と庁内体制の整備、個人情報保護等、総合的に施策の推進に取り組みます。

#### ■ 人権課題の把握

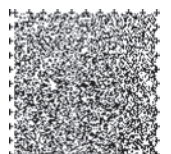
人権侵害を受けやすい人々は、社会の中で弱い立場にある場合が多く、自ら声を上げにくい状況にあります。そのため、人権課題は社会の中に沈潜化し、表面化しにくいことを常に念頭に置き、社会の中に沈潜している当事者の「声なき声」をすくい上げる必要があります。

定期的な調査の実施や、各種相談窓口に寄せられた相談事例等を通じて、人権に関するさまざまな状況や課題の迅速かつ的確な把握に努めます。

#### ■ 人権課題に直面している当事者の思いやニーズの把握

人権施策の効果を高めるためには、市民の理解、協力と同時に、人権侵害を受けやすい立場にある当事者からの信頼を得ることが重要です。

当事者からの視点を欠いた一方的な施策は、実効性が薄いことはもとより、当事者を傷つける場合もあることから、当事者との対話等を通じて、思いを知り、ニーズの把握に努め、施策に反映できるよう努めます。



「すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養(かんよう) (※)を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・人権啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない」旨が国の定める「人権教育・啓発に関する基本計画」に規定されています。

人権教育・啓発は、地方公共団体の責務として、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条において、次のとおり規定しています。

#### (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

※ 涵養：水が自然に土に浸透するよう、無理をせずゆっくりと養い育てること。

## 現状と課題

本市では、人権尊重の精神が社会や生活の中に定着するよう、人権施策の推進を図るため、人権教育及び人権啓発に取り組んできました。

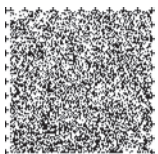
人権教育において、学校教育では、多様な子どもたちが、子ども同士や教職員、保護者等との関わりを通して、自分を大切にするとともに、相手を尊重する気持ちで行動できるように、発達段階に応じた人権教育を行っています。また、社会教育においては、人権に関する多様な学習機会を提供するよう努めています。

人権啓発では、多岐にわたる人権課題の解決に向けて、市民に向けて、さまざまな啓発事業を展開するとともに、あらゆる市の施策を人権尊重の視点で実施できるよう、職員への意識啓発についても、取組を実施してきました。

これまで、人権教育・人権啓発の取組を着実にやってきた結果、人権施策が推進され、一定の成果を上げています。また、あわせて、市民及び職員の人権意識が高まるとともに、多岐にわたる人権課題に関する理解と認識が深まりつつあるなど、一定の成果が得られています。

しかしながら、今なお、社会の中では、差別や偏見などにより、さまざまな人権侵害や差別事案が発生しているほか、社会情勢の変化等に伴い、新たな人権課題が生じるなど、人権の課題は、時代とともに多様化かつ複雑化しており、これらの対応を図っていく必要があります。

人権尊重の精神が社会や生活の中に定着するためには、着実かつ継続的な意識啓発の取組を粘り強く実施していくことが強く求められます。



## 【人権教育の意義・目的】

- 「人権教育」とは、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、さまざまな課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められている。《国が定める「人権教育・啓発に関する基本計画」から一部抜粋》

- 人権教育は、人権に関する知識の習得とともに、人権課題の解決をめざす主体的な態度、技能及び行動力を育てることを目的としている。

《文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」から抜粋》

## 【人権啓発の意義・目的】

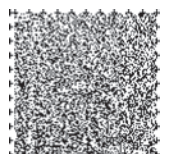
「人権啓発」とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を意味し、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすることを旨としている。すなわち、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で、その目的とするところは、国民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他の人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることが人権啓発の目的である。

《国が定める「人権教育・啓発に関する基本計画」から抜粋》

## 施策の方向性

### (1) 学校教育における取組

- ① 子どもが発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解を深め、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」ができるよう人権感覚を身に付け、それがさまざまな場面等で、具体的な態度や行動に現れるよう、すべての教育活動を通じて、人権教育に努めます。



② 教職員の人権意識の向上を図る取組を実践し、人権尊重の視点に立った教育活動の充実を図ります。また、子どもの発達段階に応じ、学校教育全般を通して、指導資料の整備を図り、組織的・計画的な人権教育を進め、自分も他の人も大切に子どもを育みます。

③ 国や県、私立学校等を含めたさまざまな機関と連携して、人権教育の取組に努めます。

## (2) 社会教育における取組

人権に関する学習機会を提供するとともに、市民の自発的な学習の支援に努めます。また、人権尊重の視点をさまざまな社会教育事業の中に取り入れます。

## (3) 関係機関と連携した意識啓発の推進 **新**

人権尊重の精神が社会や生活の中に定着し、市民一人ひとりが人権について、正しい理解と行動がとれるよう、国、県、他の自治体、人権関連団体、企業・団体等、さまざまな機関と連携し、あらゆる機会、あらゆる場を通じて、より効果的な啓発活動を推進します。

## (4) 個別課題に関する意識啓発 **新**

セクシュアル・マイノリティ、外国につながるのある市民、インターネットを通じたいじめなど、個別具体の人権課題についても、課題の解決に向けて、市民の意識啓発を図ります。

## (5) 情報バリアフリー施策の推進 **新**

障がいのある人や外国につながるのある市民など、あらゆる人が市政に関するさまざまな情報を入手し、行政サービスを等しく享受できるよう、情報や内容に応じて、障がいのある人に向けては、点字、音声案内、手話及び筆記通訳等、また、外国籍市民など日本語を母語としない市民へは、やさしい日本語版（全文ルビふりなど）や、多言語化を図るなど、複数の手段で情報を伝える情報バリアフリー対応の推進に努めます。

## (6) 特定職業従事者（※）に対する啓発

特定職業従事者の人権意識を高め、人権擁護の徹底を働きかけます。

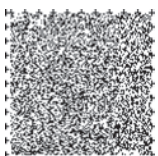
## (7) 現場体験型研修の推進 **新**

職員の人権感覚を養い、人権を尊重した行動ができるよう、さまざまな人権課題に直面している人々の意見を聴き、痛みや苦しみを共感できるよう、参加体験型の研修の推進に努めます。

※ 特定職業従事者：人権に関わりの深い特定の職業に従事する者（13業種）

検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者

《『人権教育のための国連10年（1995年～2004年）』に関する国内行動計画」及び「国が定める『人権教育・啓発に関する基本計画』」に規定》





## 現状と課題

現在、国・県・市町村等の公的機関、民間団体などにおいて、さまざまな相談活動が行われています。

これらの相談機関の多くは、直接的な人権相談として位置付けて相談を受けているものではありませんが、相談内容の多くは、人と人との関わりの中で起こる身体的、精神的苦痛に関する相談であり、その多くが人権に関わるものです。

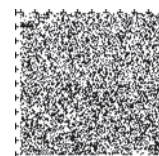
また、さまざまな要因が複雑に絡みあい、一箇所の相談窓口では対応しきれない複合的な相談事案もあります。このようなケースでは、官民を問わず、あらゆる相談機関が相互に連携協力し、相談者の心に寄り添い、人権尊重の視点に立って相互に連携して相談に当たることが人権侵害の未然防止や被害者の救済のため、重要となります。

本市では、人権相談体制の支援を図るため、毎週金曜日の定例人権相談の他、人権週間等において特設の人権相談を実施するなど、相談窓口の充実・連携を進めてきました。また、いじめ相談や外国人相談など、それぞれの分野ごとに相談体制の構築を図ってきました。

このような取組を進めていく中で、国、県、関係機関との情報共有や連携の更なる強化といった課題が挙げられます。

## 「藤沢市」における人権に関する主な分野別 相談件数実績

分野	相談区分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	備 考
人権全般	人権相談	37	29	29	毎週金曜日の定例相談と人権週間等における特設相談
女性	女性相談	115	130	117	D V等女性相談全般
子ども	児童虐待相談	334	272	354	新規相談件数
	いじめ相談 ホットライン	—	18	159	ホットラインは、2013年（平成25年）8月開設《24時間体制は、2014年（平成26年）4月から》
高齢者	高齢者虐待 相談	73	106	90	新規相談件数
障がい者	障がい者虐待 相談	21	36	28	新規相談件数 「藤沢市障がい者虐待防止センター」 2012年（平成24年）10月開設
外国につながる 市民	外国語相談	4,634	4,193	4,694	日常生活等
患者等	医療安全相談	669	417	332	保健所



**(1) 相談窓口の充実**

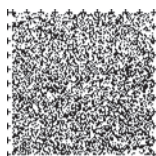
差別、いじめ、虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）、近隣トラブルなど、人と人の関わりの中で、解決策を求めて行政の相談窓口を利用する人が増えています。これまで、さまざまな分野で相談窓口を設置してきましたが、今後は、多岐にわたる相談内容に応じて、更に相談者の期待に応えられるよう国や県、他の自治体、及び人権関連団体等と連携し、相談対応の充実に努めます。

**(2) 相談・支援・救済に向けた連携**

子ども、女性への虐待、複合した人権課題などを迅速かつ適切に解決するために、国や県等の関係機関及びNPO等の関係団体との連携を更に進め、相談者の心に寄り添った柔軟性のある相談対応の充実に努めます。

**(3) 相談員の養成と確保**

相談内容の広がりや複雑化に伴い、専門的能力を必要とする事例が増えています。個々の事例にきめ細かく対応し、解決への道筋をつけることができる専門的知識を有する相談員の養成と確保を図ります。



## 現状と課題

実効性のある人権施策の推進には、職員の高い人権意識と効率的推進体制が必要です。

本市では、2007年（平成19年）2月に人権指針を策定し、この人権指針に基づき、職員が豊かな人権知識と人権感覚を養うことができるよう、各種の人権研修等を実施するとともに、庁内の組織、体制の整備について、取組を進めてきました。

今後も、職員の人権感覚を高めていく取組を更に進めていく必要があります。

## 施策の方向性

## (1) 組織及び体制の充実

## ① 人権担当課の役割

人権担当課は、人権施策についての行政の責務と役割を自覚し、施策全般を調整し、職員の専門能力の育成に努めます。

## ② 人権施策推進責任者及び人権施策推進担当者の設置

課等ごとに「人権施策推進責任者」及び「人権施策推進担当者」を配置し、人権情報の収集・提供、人権研修の推進に努めます。

## ③ 藤沢市人権事務事業推進連絡会

人権に関する事務事業を円滑に進めるために設置する「藤沢市人権事務事業推進連絡会」の機能の一層の強化・充実に努めるとともに部局が連携し、互いの専門性を活かして人権課題の効果的な解決に努めます。

## ④ ふじさわ人権協議会

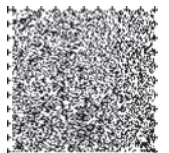
ふじさわ人権協議会は、学識経験者、各分野の関係団体等の代表者及び公募委員により構成された庁外組織で、人権指針に基づく取組状況等、市の人権施策全般に対して協議及び助言等を行います。

任期：2年 委員数：12人（以内）

## ⑤ 藤沢市人権擁護委員会

藤沢市人権擁護委員会は、市長が市議会の同意を得て法務大臣に推薦し、法務大臣から委嘱された人権擁護委員により構成されています。人権相談の他、地域に根ざした人権啓発活動や小・中・特別支援学校等と連携し、さまざまな人権啓発活動を行います。

任期：3年 委員数：16人



## (2) 職員への人権研修

### ① 集合型研修の実施

階層別及びテーマ別などの研修を継続的に実施します。特に日常業務に関連した人権課題や課題の解決につながる研修の充実に努めます。

### ② 現場体験型研修の実施 **新**

さまざまな人権課題に直面している当事者から話を聴き、課題を学ぶ機会として、障がいのある人、高齢者、外国人、セクシュアル・マイノリティ、H I V感染者等に関する施設や支援団体などの関係機関等の協力のもとに、人権に関する現場体験型の研修について、充実に努めます。

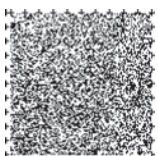
### ③ 人権に関するeラーニング研修の実施

職員個々の人権意識の向上のため、人権に関する知識、具体的な課題などを踏まえた効果的、実践的な意識啓発の機会として、人権に関するeラーニング研修を実施します。

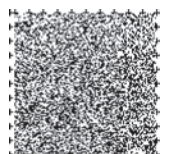
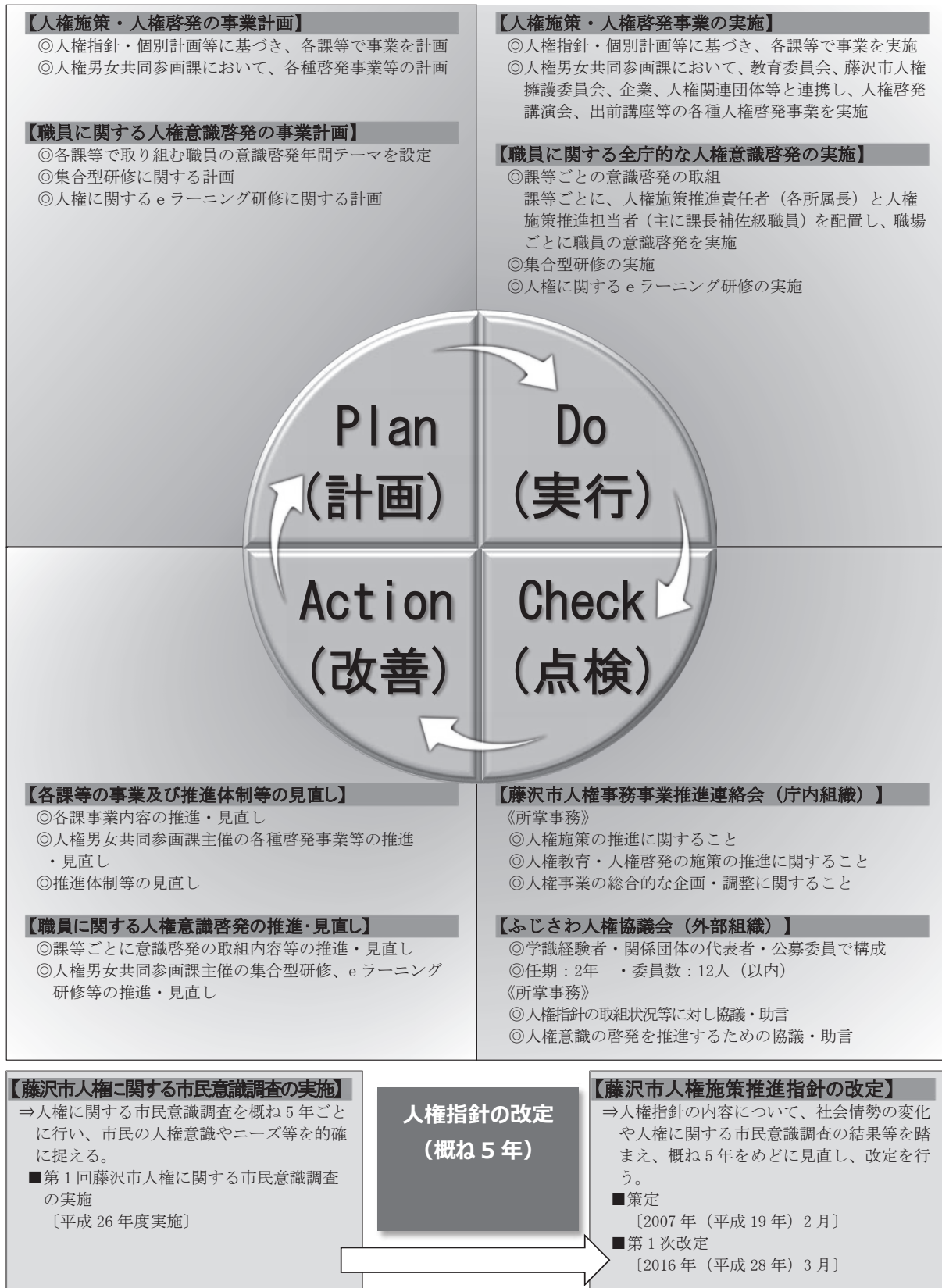
## (3) 人権情報の収集と活用

人権に関する情報を広く収集するとともに、市民の人権意識やニーズ等を把握するため、人権に関する意識調査について、定期的を実施します。

また、日常業務から得た相談、救済などに関する情報をデータベース化し、人権施策の充実に努めます。



# P D C A 図



## 現状と課題

個人情報保護の対策を講じることにより、憲法で保障された基本的人権を擁護することになります。

個人情報保護制度は、プライバシーの権利を中心として、個人の権利利益を保護する制度です。2005年（平成17年）に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」は、個人情報をプライバシーより広く個人を特定できる情報とし、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」（第1条）ことを目的としています。

本市では、1988年（昭和63年）に施行された「藤沢市個人情報保護条例」を「藤沢市個人情報の保護に関する条例」として、2003年（平成15年）に全部改正し、引き続き、個人情報の保護に努めてきました。

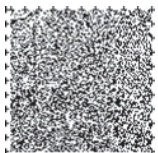
また、地方自治の本旨の一つである住民自治の原則を踏まえ、市政を推進する上において、市民の知る権利を保障し、市政の透明性・公開性を推進するため、1985年（昭和60年）に「藤沢市情報公開条例」を定め、情報公開の適切な運用を図ってきました。

個人情報の適正な管理と情報公開制度の適切な運用は、人権施策推進の共通基盤となるものです。

社会保障・税番号制度導入に伴う情報提供ネットワークシステム化など、新たに大規模なコンピュータ利用拡大の動きもあり、個人情報を取り扱うときは、更に厳重な取扱いについて徹底を図る必要があります。

2013年（平成25年）5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が制定され、本市では、「藤沢市特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」を定め、全庁的な取組を行います。

また、本市では、住民票の写し等が不正に取得された場合に、本人の権利利益を保護するとともに、不正取得の抑止を図るため、本人にその旨を通知する本人通知制度を、県内他市町村に先駆けて、2013年（平成25年）9月から運用を開始しました。



**(1) 個人情報の適正な管理及び情報公開の適切な取扱い**

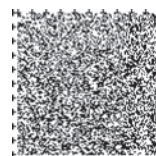
人権擁護の観点からも、個人情報の適正な保護・管理を徹底します。あわせて、情報は市民との共有財産との基本姿勢に立ち、知る権利を保障するために、積極的に情報公開・情報提供を図ります。

**(2) 情報資産の適正な取扱い 新**

市が管理している個人情報を含めたあらゆる情報資産は、「藤沢市情報セキュリティポリシー」に基づき、全組織的な取組として、事件、事故から守り、適正な管理に努めます。また、すべての情報資産の取扱いについては、地方自治法、地方公務員法、藤沢市個人情報の保護に関する条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程等の関係法令を遵守します。

**(3) 本人通知制度の運用 新**

住民票の写し等の不正取得の抑止を図り、市民の権利利益を保護するため、本人通知制度の運用について、更に周知を行い制度が浸透するよう努めます。



## 現状と課題

男女平等の推進においては、国連が世界をリードする重要な役割を担ってきました。

「国際連合憲章」や「世界人権宣言」、「国際人権規約」で、性差別の禁止を繰り返したい、1975年(昭和50年)を「国際婦人年」、その後の10年を「国連婦人の10年」とし、1979年(昭和54年)に「女子差別撤廃条約」を採択しました。また、世界女性会議等での5回にわたる宣言や行動計画の採択など、女性の地位向上と女性差別の廃止への取組が図られてきました。

国では、「民法」や「国籍法」、「戸籍法」の改正による法整備の後、1985年(昭和60年)に「女子差別撤廃条約」を批准しました。

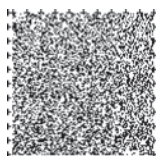
その後、「男女雇用機会均等法」の制定、内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」の設置、「男女共同参画2000年プラン」の策定及び「男女共同参画社会基本法」の施行など、男女平等社会の実現に向けて、法令や計画等の整備が進められ、2015年(平成27年)には、「女性活躍推進法」が制定されました。

本市では、1986年(昭和61年)に策定した「藤沢市新総合計画第二次基本計画」の中に、「女性行政の推進」を位置付け、1990年(平成2年)に本市として、女性に関する初めての計画となる「ふじさわ女性行動計画」を策定しました。また、その後も、計画期間を10年ごとに定めた「ふじさわ男女共同参画プラン」のもとに、男女共同参画社会の実現に向けて、取組を推進しています。

しかしながら、本市が平成25年度に実施した「藤沢市男女共同参画市民意識調査」では、社会全体において、「男女が平等になっていると思うか」との問いに「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人が7割にのぼり、依然として市民は男女平等になっていないと感じていることがうかがえます。特に、非正規労働者として多くの女性が低賃金労働を担っている現状や、男女間の賃金格差や女性の差別待遇といった職場における男女間の格差は、依然、解消していません。

また、長時間労働や育児休業・介護休業を取りにくい労働環境が、仕事と家庭や育児との両立を困難にさせており、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)のより一層の推進が求められています。

本市では、女性が職場において個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、「女性活躍推進法」に規定する市町村推進計画を「ふじさわ男女共同参画プラン2020」後期計画と一体のものとして策定し、推進に取り組めます。





恋人やパートナーからの暴力＝ドメスティック・バイオレンス（DV）は深刻化しており、その影響が子どもや家族など周囲にまで及ぶケースが少なくありません。

本市は、2013年（平成25年）に、「DV防止法」に規定する市町村基本計画として、「ふじさわDV防止・被害者支援計画」を策定し、配偶者や恋人・家族等からの暴力防止及び被害者支援に取り組み、暴力を容認しない社会風土醸成に努めています。

DV被害者を支援するため、「市内DVネットワーク会議」において、支援、相談、援助方法の共通認識を持つなど、DV対策のための市内体制の整備を図るとともに、近隣市町村との情報交換、職員への研修による意識啓発に努めてきました。また、シェルター（一時保護施設）やステップハウス（中期滞在型生活支援施設）と連携して、被害者支援に取り組んできましたが、潜在的な被害者も多数存在するものと思われ、より一層、相談窓口や救済施策の充実が求められています。

一方、DV以外の性暴力や性的搾取による被害からの救済も重要です。被害者の心身の回復援助など継続的できめ細かな支援とともに、関係機関や支援団体との連携強化に努める必要があります。

女性も男性も、社会の対等な構成員として、自らの意思により、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、ともに社会的責任を担う男女共同参画社会を形成していくためには、社会全体の性別役割分担意識の解消をはじめとする意識改革や平等教育、政策・方針決定の場への女性の参画推進が重要な課題となっています。

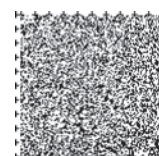
これまで、男女平等の社会づくりに向けた施策の充実・整備を図った結果、一定の成果が現れているものもありますが、今後も、あらゆる機会を通じた啓発や社会制度、慣習の見直しなど、より一層の取組と推進体制の整備に努める必要があります。

## 施策の方向性

### (1) 男女間の賃金格差と職場における待遇格差の是正

女性一般労働者の給与水準は、男性一般労働者の約7割という賃金格差の解消及び女性パートタイム労働者など非正規労働者の処遇改善について事業主等への啓発に努めます。性別による採用・配置・昇格等における直接・間接の差別的取扱いの是正、女性の教育訓練・キャリア形成及び職域拡大についての取組や管理職への登用についても事業主等への啓発に努めます。

また、本市の女性職員について、職域拡大や管理職登用を推進します。



## (2) 政策・方針決定過程への女性の参画推進

女性の意見が市政に十分反映されるように、審議会などの女性の参画を推進し、女性委員が半数を占めることをめざします。

また、地域団体や自治会などに対しても、女性がリーダーや役員として登用されるように働きかけます。

## (3) 働きやすい労働環境の整備 **新**

男女がともに職業生活と家庭生活を両立できるよう、長時間労働の抑制に向けて、企業や関係機関への働きかけを進め、働きやすい環境づくりのための育児、介護休業制度の普及・促進を図り、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた環境整備を図ります。

## (4) ドメスティック・バイオレンス（DV）の根絶と被害者救済対策の充実

深刻化するDV被害者を救済するため、相談機能の一層の充実を図るとともに、DV対策のための庁内体制の整備、NPO等との連携強化、近隣市町村との広域協力を推進します。加えて、DVの未然防止のために、日頃からの意識啓発に力を注ぎます。

また、県下において、加害及び被害ともに増加傾向にある男性のDV相談に関し、県、他の自治体及び人権関連団体と連携し取組を図ります。

## (5) ハラスメントの根絶と被害者救済

職場などでのパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等のハラスメント行為防止のための意識啓発を進めるとともに、被害者救済のために、関係機関と連携した支援を行います。

## (6) 防災分野における男女平等の推進 **新**

東日本大震災等を教訓として、防災や避難施設の運営等において男女の人権が尊重されるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災計画の確立に取り組みます。

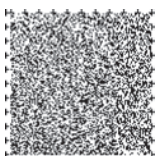
## (7) 男女平等教育と意識啓発の推進

保育、幼児教育、学校教育においては、発達段階に応じた男女平等教育に積極的に取り組みます。学校教育では、男女共同参画の視点に立ち、多様な選択を可能にする総合的なキャリア教育を推進します。社会教育においては、男性が地域・家庭に主体的に関わるための講座や女性の人権に関する学習機会の提供、固定的性別役割分担の解消についての意識啓発など、多様な角度から男女平等意識の醸成に努めます。

また、家庭、地域、職場、学校など、社会のあらゆる場面において、男女平等意識が醸成されるよう、さらなる情報提供や啓発活動の充実に努めます。

## (8) 推進体制の充実及びネットワークの整備

性差別のない男女共同参画社会を築くために、市民・NPO・企業・関連諸団体とのネットワークを整備し、推進体制の充実を図ります。



## 現状と課題

1989年（平成元年）に国連総会において採択された「子どもの権利条約」において、子どもたち一人ひとりの人としての権利や自由を尊重し、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などが規定され、家庭や社会生活などのあらゆる分野において、子どもの最善の利益を考慮しなければならないとされており、国は、1994年（平成6年）にこの条約を批准しました。

国では、条約の批准後、子どもの人権を守るため、「児童買春禁止法」、「出会い系サイト規制法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「いじめ防止対策推進法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子ども・子育て支援法」など、さまざまな法律を整備しています。

しかしながら、子どもの虐待やいじめ、SNSなどインターネット上におけるいじめ問題など、子どもの人権を侵害する深刻な問題が後を絶ちません。

「第1回人権市民意識調査」の結果によれば、子どもに起きていると思う人権問題は、「いじめ」が7割強で最も高く、次いで「虐待（身体的・心理的・性的・育児放棄）」、「親の事情による不安定な生育環境」と続いています。また、人権擁護のために必要なこととして、「子どもに自分も他者も大切であることを教える」が5割強で最も高く、次いで「相談・支援体制の充実」、「保護者への啓発、相談の充実」と続いています。

本市では、次代を担う藤沢のすべての子どもたちが、いじめで苦しむことのないよう、2015年（平成27年）3月、基本理念や社会の役割等を定めた「藤沢市子どもをいじめから守る条例」を制定しました。

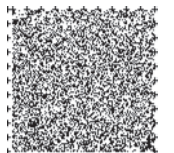
市は、この条例に基づき、いじめを許さない文化と風土をつくることを目標とし、いじめのない社会の実現をめざして、市を挙げていじめ防止施策を進めています。

また、年々増加する虐待に対しては、早期発見や発生後の迅速かつ適切な対応を行うとともに、児童虐待防止ネットワークを活用し、地域の関係機関や市民との連携による活動を行っていますが、これからは、更に社会全体で取り組んでいくことが求められています。

さらに、近年の少子化の進行や核家族化、地域とのつながりの希薄化など、家庭や地域を取り巻く環境の変化に伴い、身近な地域で相談、協力を得ることが困難な状況になっており、子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっている現状にあります。

また、共働き家庭も増加傾向にあり、保育所等への入所希望が多い状況から、待機児童の解消が喫緊の課題となっており、保育施設等の整備が急務となっています。

子どもが健やかに育つ環境をつくるため、地域における子育て家庭への支援体制の充実を図る必要があります。



学校教育においては、すべての教育活動を通じて、子どもたちが人権の大切さを共感的に受け止め、人権について考え、人権への配慮が態度や行動に現れるよう、取り組んでいます。さらに、いじめや不登校、体罰・ハラスメント等の防止に向けても、適切な支援・指導体制づくりを進めています。

子どもたちを取り巻くさまざまな問題に対処するためには、学校・家庭・地域・行政が連携を図り、人を思いやることのできる豊かな心を持った子どもたちの育成や、健全な社会環境づくりに取り組むことが必要です。

## 施策の方向性

### (1) 児童虐待防止対策の推進

保健・医療・福祉・教育・警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制の充実を図るとともに、「要保護児童対策地域協議会」を通じた連携による相談・支援体制を強化する取組を進めます。

### (2) 相談・支援体制の充実

休日や夜間にも対応できる相談体制の推進を図るとともに、いじめ、不登校、問題行動といったさまざまな課題を抱えた子どもや保護者からの悩み相談に初期段階で対応し、早期解決に向け、相談員、カウンセラーを増員するなど学校における支援体制を強化します。また、不登校の子どものための相談支援教室の充実を図ります。また、障がいのある子どもやその家族の気持ちに寄り添った多様な支援を提供することができるよう関係機関が連携した相談窓口の整備を図ります。

### (3) 教職員への人権意識啓発の取組 **新**

子どもの最善の利益を図るため、子どもをいじめから守る取組の推進や、体罰やハラスメント等の防止に当たり、教職員一人ひとりの人権意識の向上に努めます。

### (4) 子育て支援の充実

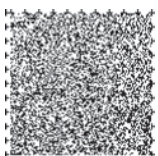
平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、新たに策定した「子ども子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援の充実を図ることにより、子ども・若者の健やかな成長を支援します。

#### ① 保育所等の整備による定員拡大

多様な保育ニーズに応えられるよう、認可保育所や小規模保育施設等の計画的な整備により定員拡大を図り、待機児童の解消を図ります。

#### ② 子育て家庭の交流の場の提供

子育てに関する相談や親子同士の交流、子育てに関する情報提供などのより一層の充実を図るとともに、子育て家庭のニーズに合わせた多様な支援や相談体制の充実に努めます。



## (5) 子どもが健やかに育つ環境づくりの推進

子どもの人権が尊重され、健やかに育つまちづくりのために、学校・家庭・地域（市民）が協働し、暴力、性暴力、売買春、薬物といった犯罪防止及び喫煙、飲酒等の防止のための取組を推進します。

また、このような犯罪につながる可能性があるSNSなどインターネット環境から、子どもが犯罪に巻き込まれないよう啓発に努めます。

## (6) 子どもの意見尊重と人権擁護

「子どもの権利条約」の趣旨に基づき、子どもが意見表明できる機会や、子どもの声をまちづくりに反映できるよう取組を図ります。

また、子どもに関わる機関や団体等が連携して子どもの人権擁護に努めます。

## (7) 小・中・特別支援学校における「藤沢の支援教育」の推進 **新**

「ともに学び、ともに育つ」学校教育をめざし、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行えるよう、計画的に多様な学びの場を整備し、「藤沢の支援教育」を推進します。「藤沢の支援教育」の推進に当たっては、保護者との連携等に努め、子どもたちに適切な支援を行っていくことをめざします。

## (8) 子どものいじめ防止等の取組 **新**

① 「藤沢市子どもをいじめから守る条例」に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処など、いじめ防止等に関する対策を総合的かつ効果的に推進します。

② 「藤沢市いじめ問題対策連絡協議会」において、いじめのない社会の実現をめざして、関係機関と連携し、いじめ防止施策の推進を図ります。

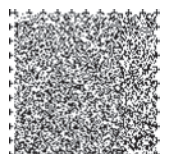
③ いじめによる重大事態が発生した場合には、教育委員会に設置する「藤沢市いじめ問題調査委員会」及び市長部局に設置する「藤沢市いじめ問題再調査委員会」において、適正に調査を実施するとともに、調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に当たります。

## (9) 外国につながる子どもへの学習及び生活支援の推進

学校や社会生活に適応できるよう、日本語の習得など、一人ひとりの子どもの状況に合わせた支援に努めます。

## (10) 子どもの貧困対策の推進 **新**

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、必要な環境整備や教育の機会均等を図り、夢と希望を持って成長できる社会の実現に向け、保護者に対する就労、生活支援の充実を図るほか、子どもに対する学習支援や居場所づくり等、子どもに視点を置いた切れ目のない貧困対策を推進していきます。



## 現状と課題

1991年（平成3年）、国連において、高齢者の自立・参加・ケア・自己実現・尊厳の実現を5原則として掲げた「高齢者のための国連原則」が採択され、その翌年、国連原則の更なる普及・促進を図るため、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とすることが決議されました。

国では、急速に高齢化が進む中で、国民一人ひとりが、生涯にわたって安心して生きがいを持って過ごすことができる社会をめざし、1995年（平成7年）に「高齢者社会対策基本法」を制定しました。これに基づき、2012年（平成24年）に閣議決定された「高齢社会対策大綱」を基本とした各種の施策を講じています。

介護保険制度の普及・活用が進む一方、家庭や介護施設における身体的・心理的虐待や介護の放棄（ネグレクト）等の課題が表面化し、社会的な問題となり、2005年（平成17年）に高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進することを目的とした「高齢者虐待防止法」が制定されました。

また、高齢者の約4人に1人が認知症又はその予備軍といわれることから、国では、2012年（平成24年）に策定した「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」の取組状況等を踏まえ、2015年（平成27年）に、認知症高齢者等の虐待防止や、認知症の人やその家族の視点を重視した取組の推進などを盛り込んだ「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定しました。

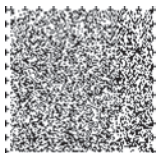
「第1回人権市民意識調査」の結果によれば、高齢者に起きていると思われる人権問題は、「悪徳商法、特殊詐欺（振り込め詐欺等）の被害が多いこと」が7割弱で最も高く、次いで「働く場所や能力を発揮する機会が少ないこと」、「経済的に自立が困難なこと」と続いています。また人権擁護のために必要なことは、「高齢者が生活しやすい環境の整備」が5割台半ばで最も高く、次いで「介護、在宅サービスや福祉施設・病院の充実」、「高齢者の就労や能力を発揮する場の確保」と続いています。

少子高齢化が進み、ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が増加し、地域との関わりが希薄となることなどから、孤立死・孤独死などの課題が生じています。

また、悪徳商法、振り込め詐欺などの特殊詐欺等の被害も増加傾向にあります。

高齢者が自立の上、社会参加し、尊厳を持って自己実現していくためには、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、支援体制の充実と福祉事業者・従事者の人権意識の向上が求められます。

本市では、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づく3ヵ年計画として「いきいき長寿プランふじさわ2017」を2015年（平成27年）3月に策定しました。高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス等が身近な生活圏域で切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現をめざし、さまざまな高齢者施策に取り組んでいますが、今後も、同プランに基づき、地域に根ざした着実な取組が求められます。



**(1) 権利擁護体制の充実**

高齢者が認知症になった場合でも、自己の尊厳を保ち、安心して日常生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図り、高齢者を狙った悪徳商法や特殊詐欺等の被害を防ぐなど、高齢者の権利擁護に向けた取組の充実に努めます。

**(2) 相談支援体制の充実**

さまざまな分野の関係機関との連携を深め、高齢者一人ひとりが自分らしく暮らし続けていけるよう、身近な地域での総合的な相談支援体制の充実に努めます。

**(3) 高齢者虐待防止の取組 新**

高齢者が安心して生活できるよう、地域での声掛けや見守りなどにより、高齢者虐待を未然に防ぎ、養護者を孤立させない支援の充実に努めるとともに、福祉・介護施設等との連携を図るなど、高齢者虐待の防止を進めます。

**(4) 認知症の人及び家族への支援 新**

今後、ますます高齢化が進む中で、増加が予想される認知症の人や家族に対し、情報提供や相談等の支援に努めるとともに、認知症に関して正しい理解が図られるよう広く啓発に努めます。

**(5) 介護施設サービスの利用者支援の取組 新**

介護サービスの提供を受けている利用者や家族の声を聞き、サービス内容などに関する疑問や不安などを解決するための取組を行います。

**(6) 就労支援の充実 新**

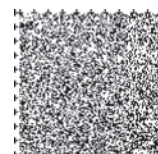
高齢者の雇用促進に向けて、国や県、関係団体等と連携し、市内の企業、事業所等へ雇用等の啓発を行うなど、高齢者の就労支援の充実に努めます。

**(7) 支えあいの地域社会づくり 新**

誰もが安心して暮らし続けることができる地域をめざし、高齢者の実情やニーズにあった支援や多様な社会参加ができるよう、民生委員・児童委員や自治会・町内会、その他さまざまな事業者などと連携・協力して、地域で支えあうまちづくりを進めます。

**(8) 情報提供の充実**

高齢者向けサービスに関する情報をわかりやすく提供します。特にひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯に対しては、丁寧な対応に努めます。



**(9) 災害時の避難支援体制の推進**

ねたきりの高齢者や認知症の人等が、災害時に迅速な避難ができるよう、市民センター・公民館と地域の自主防災組織や高齢者施設等とが連携して、避難支援体制づくりを推進します。また、地域での防災に対する意識を高めるとともに、避難後に必要となる介護や医療等のニーズに対して支援を行うための体制整備を推進します。

**(10) バリアフリー社会の推進**

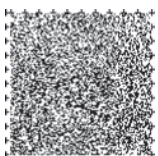
バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した、誰にでもやさしいまちづくりを総合的に推進します。

**(11) 福祉事業者・従事者への人権啓発の支援**

高齢者に関わる福祉事業者・従事者に対する人権研修等の啓発活動の支援を行います。

**(12) 高齢者理解の教育、啓発の推進**

小・中・特別支援学校においては、日常かつ体系的に福祉教育を行い、高齢者への理解と思いやりの心を育てます。





## 現状と課題

国連は、1975年（昭和50年）に「障害者の権利に関する宣言」を決議し、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」と決めました。1982年（昭和57年）には、「障害者に関する世界行動計画」を策定し、1983年（昭和58年）からの10年を「国連障害者の10年」と定めるなど、各国に対して、障がい者施策推進の取組を求めました。

2006年（平成18年）、国連総会において、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者権利条約」が採択されました。

国は、これを受け、2007年（平成19年）に「障害者権利条約」に署名し、国内法の整備に着手しました。2011年（平成23年）「障害者基本法」を改正し、障がい者の定義の見直しや差別の禁止の概念を新たに盛り込むと、同年、「障害者虐待防止法」を制定、また、2012年（平成24年）に「障害者自立支援法」にかえて、新たに障がい者の範囲の拡大や、障がい支援区分の創設、障がい福祉サービス等を規定した「障害者総合支援法」を制定しました。

2013年（平成25年）には、障がいを理由とする差別の解消を目的として、国や地方公共団体における合理的配慮の提供の義務などを定めた「障害者差別解消法」を制定し、また、同年、「障害者雇用促進法」を改正するなど、国内法が一定整備されると、国は、2014年（平成26年）1月、「障害者権利条約」を批准しました。

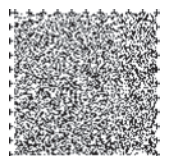
本市では、障がい福祉施策を総合的、一体的に実施するため、2015年（平成27年）3月に、障がい者計画と障がい福祉計画をあわせて、「ふじさわ障がい者プラン2020 さらり ふじさわ」を策定しました。

本市における障がい者数（身体、知的、精神、各障がい者数の合計、延べ数）は、2015年（平成27年）4月現在で、16,378人であり、2010年（平成22年）から19.3%増加しています。障がい者数は、全障がい種別で増加しており、今後も増加が予測されています。

今後は、障がい者数の増加に対応するため、地域生活支援ニーズに応じたサービス提供体制の充実、及び地域生活を支える相談支援体制の強化といった課題に対し、関係機関との連携を進める中で、着実な取組を図ることが重要です。

2014年（平成26年）6月の障がい当事者を対象にした「障がい者計画・障がい福祉計画の見直しに関するアンケート調査」の結果によれば、障がいがあることが原因で不当な差別を受けた経験の有無について、6人に1人が「不当な差別を受けた経験がある」と回答しています。

2016年（平成28年）4月からは、前述の「障害者差別解消法」が施行されます。本市では、法の内容に関する普及啓発を図るとともに、合理的配慮の考え方を広め、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進めています。



すべての人が、障がいの有無にかかわらず、お互いに助けあい、自分らしく生活できる共生社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別の解消、障がいを理解する教育・啓発、障がいのある人の自立と社会参加及び雇用の促進、虐待の未然防止や早期発見・早期対応等の取組が求められています。

## 施策の方向性

### (1) 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組 **新**

「障害者差別解消法」の理念に基づき、障がいを理由とする差別について、関係機関と連携し、差別の解消及び合理的配慮の推進等に関する周知・啓発を行います。また、地域における差別の解消等を目的に、障がいのある人や、その家族、並びに関係機関と連携し、障がい者差別解消支援地域協議会の設置に向けた取組を進めます。

### (2) 権利擁護体制の充実

精神障がいや知的障がいのある人などが、自己の尊厳を保ち、安心して日常生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図るなど、障がいのある人の権利擁護に向けた取組の充実に努めます。

### (3) 相談支援体制の充実

障がいの多様化や環境の複雑化に伴う相談ニーズが拡大する状況を踏まえ、障がいのある人への相談窓口の充実を図り、関係機関が連携して、必要な情報や支援を提供できる体制の構築をめざします。

### (4) 障がい者虐待防止の取組 **新**

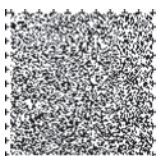
「障害者虐待防止法」に基づき、藤沢市障がい者虐待防止センターへの通報制度等の周知を図るなど、関係機関と連携し、障がい者虐待の防止施策の推進に向けて、継続的支援に努めます。

### (5) 福祉サービスの充実

障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、「ふじさわ障がい者プラン 2020 きらり ふじさわ」に基づき、当事者の多様なニーズに配慮したきめ細かな施策を講じます。

### (6) 就労支援体制の充実 **新**

障がいのある人の雇用促進と定着に向けて、市内の企業、事業所等に対して、障がい特性等の理解を進めるとともに、障がいのある人の働く場が充実するよう、また、職場定着ができるよう、国や県、関係団体等と連携し、就労支援の体制や啓発事業等の取組の充実に努めます。



**(7) 社会活動への支援**

当事者団体活動の充実に向けた環境づくりに努めるとともに、市政への当事者の参画を積極的に進めます。

また、障がいのある人が進んで社会活動ができるように、必要な支援体制の充実を図ります。

**(8) 災害時の避難支援体制の推進**

災害時等に避難が困難な障がいのある人の支援が円滑に進むよう、市民センター・公民館と地域の自主防災組織や障がい者施設等とが連携して、避難支援体制づくりを推進します。また、地域での防災に対する意識を高めるとともに、避難後に必要となる介護や医療等のニーズに対して支援を行うための体制整備を推進します。

**(9) バリアフリー社会の推進**

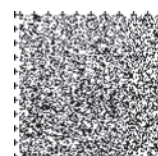
バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した、誰にでもやさしいまちづくりを総合的に推進します。

**(10) 心のバリアフリーの促進 新**

障がいのある人に対する偏見等を解消し、障がいの有無にかかわらず、地域で自分らしい生活ができるよう、障がいに関する理解を深めるための更なる普及・啓発に取り組みます。

**(11) 障がい理解の教育、研修の推進**

学校教育、職員研修などの実効性を高めるため、必要に応じて障がい当事者講師の派遣や現場実習などをきめ細かく、継続的に実施します。



## 現状と課題

同和問題（部落差別）（以下「同和問題」という。）とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、被差別部落の出身者・居住者及びその子孫に当たる人などが、日常生活の上で、いろいろな差別を受けているといった日本固有の人権課題です。

この問題の解決を図るため、国と地方公共団体は、1969年（昭和44年）から33年間、いずれも時限立法である「同和対策事業特別措置法」〔1969年（昭和44年）～1982年（昭和57年）〕、「地域改善対策特別措置法」〔1982年（昭和57年）～1987年（昭和62年）〕、及び「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」〔1987年（昭和62年）～2002年（平成14年）〕に基づき、地域改善対策を図ってきました。

その結果、被差別部落の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は、大きく改善されました。

しかしながら、2002年（平成14年）3月で、一連の時限立法による対策は終了したものの、被差別部落や被差別部落出身者等に対する差別意識と偏見は依然として根深く、差別解消に向けて継続的な取組が必要です。

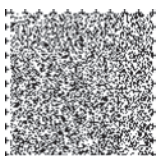
被差別部落出身者等への身元調査、就職差別、結婚差別、差別発言、差別落書き、インターネット上への差別書き込みなどの差別事件が今なお、後を絶ちません。

また、同和問題を口実にした「えせ同和団体」による不当、不法な行為は、同和問題に対する誤った意識を植えつける大きな原因となっているばかりでなく、差別意識と偏見を助長するものであり、毅然とした対応が求められます。

本市では、これまで当事者団体との連携や市民に対する人権啓発事業を行ってきましたが、同和問題の解決に向けて、今後も引き続き取組を進めていく必要があります。

「第1回人権市民意識調査」の結果によれば、同和問題の認識度は、「同和問題を知らない」が1割台半ばで、認識度に関しては、比較的高い状況です。同和問題を初めて知ったきっかけは、「テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った」が最も高く、次いで「学校の授業で教わった」、「家族（祖父母、父母、きょうだい等）から聞いた」と続いています。同和問題に関して起きている人権問題では、「誤った認識や偏見が存在していること」が6割台半ばで最も高く、次いで「結婚問題で家族や周囲に反対されること」、「地域社会で不利な扱いをされること」と続いており、同和問題における偏見や誤った認識は、依然として存在し、継続的な課題となっています。

本市においては、同和問題の解決に向けて、相談体制の充実と当事者団体との連携、実態の把握、個人情報保護の徹底、えせ同和行為への対抗策、就職差別解消のための啓発など、同和問題に関する教育、啓発の推進等に取り組んできましたが、同和問題の解決に向けては、市民への啓発機会の拡充や企業等への更なる啓発の推進といった課題が挙げられます。



市民の同和問題に関する認識度は、比較的高いことをしっかりと捉え、今後も、同和問題の解決に向けた啓発機会の充実が求められます。また、窓口の相談員の研修や職場での意識啓発も必要です。

## 施策の方向性

### (1) 相談体制の充実と当事者団体との連携

相談しやすい環境を整えるなど、相談体制を充実させるとともに、当事者団体、国、県及び他の自治体等と連携し、差別を解消するための取組を推進します。

### (2) 実態の把握

人権全般や同和問題に関する人権市民意識調査を行うなど、実態把握に努め人権施策の推進に活用します。

### (3) 個人情報の保護

就職差別、結婚差別に結びつく身元調査による個人情報の漏洩を防ぐため、戸籍・住民票取扱い窓口での対応を徹底します。

また、本人の権利利益の保護及び不正取得の抑止を図ることを目的として、2013年（平成25年）9月に、制度運用を開始した「本人通知制度」について、適正な運用を図ります。

### (4) 同和問題に関する教育・啓発の推進

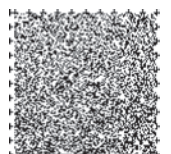
同和問題に関する正しい知識の習得と理解を深めるために、あらゆる機会を通し、教育・啓発に努めます。また、差別することを意図した図書などを購入しないよう、啓発に努めます。

### (5) 就職差別解消のための啓発

就業や採用において、差別があってはならないことを事業主、教育機関、関係機関への啓発に努めます。

### (6) えせ同和行為への対抗策

同和問題を口実として企業や行政機関に不当な要求や不法な行為を求める「えせ同和行為」に対する教育・啓発を市民、企業、職員に向けて行います。



## 現状と課題

本市には、2015年(平成27年)4月現在、約5,200人の外国籍市民が住んでいます。

2011年(平成23年)、本市として初めて、外国籍市民を対象とした「藤沢市外国人市民意識調査」を実施し、ニーズや意見等の把握を行いました。その中で「困っていることや不安なことは」という問いには、「災害(地震など)が起きたときの対応」という回答が最も多く、次いで、「日本語」、「仕事探し」、「急に病気になったときの対応」と続くなど、さまざまな課題が改めて浮き彫りとなりました。

また、本市には、歴史的経緯により朝鮮半島から日本に移り住んだ人々の子孫である在日韓国・朝鮮人の人々や、文化的・民族的背景など、何らかの形で外国につながるのある市民もいます。とりわけ、近年では、在日韓国・朝鮮人の人々などが悪質なヘイトスピーチの対象にされるなどの問題も生じています。

このように、外国につながるのある市民には、言葉をはじめ、労働・教育等、生活していく上で、多くの課題が存在します。

本市では、外国につながるのある市民を対象に生活・行政相談や多言語による情報提供等を行い、生活支援を行ってきましたが、互いの文化を認め合い、ともに生きる地域社会をめざして、2007年(平成19年)、国の「地域における多文化共生推進プラン」を参考として、「藤沢市多文化共生のまちづくり指針(以下「多文化共生指針」という。)」を定めました。

2012年(平成24年)には、外国につながるのある市民で構成する「外国人市民との共生を考える会議」[2013年(平成25年)から「藤沢市外国人市民会議」と改称]を設置し、外国につながるのある市民の意見を市政に反映できるよう努めています。

さらに、2014年(平成26年)2月、多文化共生指針の改定を行い、より一層の多文化共生の社会づくりの推進に向けて取り組んでいます。

市民の誰もが快適に暮らすためには、人種や民族、国籍を超えて、互いの文化を認めあいながら、ともに生きる地域社会づくりが必要です。

今後も、「多文化共生指針」に基づき、課題解決のための仕組みづくり、偏見や差別をなくすための教育・啓発など、当事者と協働して施策の推進を図ります。

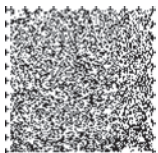
## 施策の方向性

## (1) 外国につながるのある市民の権利の保障

「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、及び本市が定めた「多文化共生指針」等に基づき、外国につながるのある市民が差別や人権侵害を受けないよう、人権施策を推進します。

## (2) 外国につながるのある市民の市政への参加促進

「藤沢市外国人市民会議」における意見交換や、外国につながるのある市民の審議会等委員への参加を進めるなど、外国につながるのある市民の意見を市政に反映できるよう努めます。また、市が行う市民意識調査等については、調査目的等に応じて、要望内容や困りごとといった情報を把握しづらい外国籍市民も調査対象として実施するよう努めます。なお、外国籍市民の地方参政権については、基本的には、国の問題ではあるものの、本市においても十分に議論を深める必要があります。



### (3) コミュニケーション支援 **新**

- ① 日本語を母語としない市民への日本語の習得を支援するため、行政をはじめ市民ボランティアや外国につながるのある市民等が協働して取組を進めます。
- ② 日本語を母語としない市民が安心して医療を受けられるよう、県及び他の自治体と連携し、依頼に応じ医療通訳者の派遣について支援します。
- ③ 外国につながるのある市民に対し、生活上必要な情報などを多言語で提供します。

### (4) 相談・支援体制の充実

多様なニーズの相談にきめ細かく対応するため、外国語による支援を行う専門員を配置するとともに、NPO等と連携を図り、相談・支援体制の充実に努めます。

### (5) 教育支援 **新**

外国につながるのある子どもへの学習支援の充実に努めるとともに、日本語を母語としない子どもへ、日本語指導教室や日本語指導員による日本語習得支援を図ります。

### (6) 就学支援

不就学や学校になじめない外国につながるのある子どもには、個々のケースに即してきめ細かく対応し、支援に努めます。

### (7) 就労支援の充実 **新**

外国につながるのある市民の雇用促進と定着に向けて、国や県、関係団体等と連携し、市内の企業及び事業所等への啓発に努めます。

### (8) 保健・医療・福祉・介護支援

医療受診をはじめ、健康診断、国民年金や健康保険加入の促進、介護や子育て支援、さらに、障がいのある外国につながるのある市民の社会参加等について、一人ひとりが安心して暮らせるように支援します。また、国民年金の受給権のない高齢の外国につながるのある市民や障がいのある外国につながるのある市民に対する支援に努めます。

### (9) 住宅入居等への支援

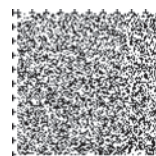
外国につながるのある市民の住宅入居等に関し、NPO等の関係団体と連携し支援を行うとともに、入居に当たり差別が生じないように意識啓発に努めます。

### (10) 災害時の対応に備えた施策の充実

外国につながるのある市民が災害発生時に混乱なく避難できるよう、市内の要所に多言語あるいは、やさしい日本語を使用した案内を表示するとともに、災害時には、多言語による的確な情報提供ができるよう努めます。

### (11) 国際理解教育・啓発の推進

- ① 外国につながるのある市民に対する差別・偏見をなくし、多文化共生について理解を深め、外国につながるのある市民との共生意識と相互理解を促進するため、学校教育や社会教育の場をはじめとして、あらゆる機会を通じて、人権教育と意識啓発の推進に努めます。
- ② **新** 人種や民族、国籍など特定の属性を有する人々をおとしめたり、差別や暴力行為をあおったりする言動、いわゆるヘイトスピーチ（差別扇動表現）がなくなるよう、国、県及び人権関連団体等と連携し、意識啓発に努めます。



## 現状と課題

すべての人は、自己及び家族の健康等を保持する権利を有することが世界人権宣言において規定され、また、日本国憲法では、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有することが保障されています。

このように、誰もが心身ともに健康で安心して暮らすことは、すべての人に保障された基本的な権利であり、そのためには、疾病への社会の理解と、患者等が適正な医療を受けられることが必要です。

世界医師会が2005年（平成17年）に出した、「患者の権利に関するリスボン宣言」では、患者の権利に関して、下記11項目が記載されています。

- |               |                |               |
|---------------|----------------|---------------|
| 1 良質の医療を受ける権利 | 2 選択の自由の権利     | 3 自己決定の権利     |
| 4 意識のない患者     | 5 法的無能力の患者     | 6 患者の意思に反する処置 |
| 7 情報に対する権利    | 8 守秘義務に対する権利   | 9 健康教育を受ける権利  |
| 10 尊厳に対する権利   | 11 宗教的支援に対する権利 |               |

患者自身が疾病を克服するためには、疾病と診療内容を十分に理解することが必要です。

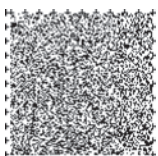
診療情報を積極的に提供することにより、医療従事者等と患者等とのより良い信頼関係を築き、両者が協力して疾病を克服することを目的として、「診療情報の提供等に関する指針」〔2003年（平成15年）厚生労働省〕が策定されています。

このようなことから、藤沢市民病院では、医師等医療従事者と患者相互の理解を深めるため、「患者さんの権利と責任」（適切な医療を受ける権利、知る権利、自己決定の権利、医療機関を選択する権利・セカンドオピニオン、プライバシーが保護される権利、医療に協力する責任）について、その考え方を明らかにしています。

エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病患者・回復者、その他の感染症患者、難病患者、精神疾患患者等に対して、無理解や誤解から、偏見をもつ人がまだ少なからずいます。

「第1回人権市民意識調査」の結果によれば、エイズ患者・HIV感染者やその家族の人権問題は、「誤った認識や偏見が存在していること」が6割台半ばで最も高く、次いで「結婚問題で家族や周囲に反対されること」、「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「差別的な言動をされること」と続いています。

人権擁護のために必要なことは、「エイズ・HIVに関する正しい知識の教育」が6割強で最も高く、次いで「プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制の充実」、「相談・支援体制の充実」と続いています。正しい知識や理解の不足は、依然として存在しており、継続的な課題となっています。





本市においては、患者本位の保健・医療サービスの推進、疾病に合わせた保健・医療・福祉サービスの充実・強化と人権尊重の推進、疾病についての正しい知識の普及啓発の推進に取り組んできました。

今後も、事業を進めていく中で、多様化する相談内容への対応と、患者等への偏見や差別がなくなるよう、疾病に対する正しい理解の促進に向けて、更なる意識啓発等が求められます。

## 施策の方向性

### (1) 患者本位の保健・医療サービスの推進

市内のどの医療機関においても、患者の人権が尊重された適正な医療が行われるよう、患者側の権利と医療機関の義務の両面からの啓発に努めます。

### (2) 保健・医療・福祉・介護サービスの充実と人権意識啓発の取組支援

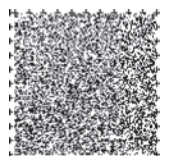
精神疾患等の方が社会参加をし、自立と社会経済活動への参加ができるよう、保健及び福祉に関する相談・訪問事業等の充実を図ります。

また、感染症患者や難病患者等に対しては、人権に配慮した相談・健診事業などの充実を図ります。

さらに、保健・医療・福祉・介護サービスの従事者に対する人権意識啓発の取組を支援します。

### (3) 感染症や精神疾患等の患者についての正しい知識の普及啓発の推進

H I V等の感染症及び精神疾患等の患者やその家族が、無理解や誤解から、偏見や差別を受けることがないように、これらの疾病について、正しい理解が深まるよう普及啓発に努めます。



## 現状と課題

日本国憲法では、国民の勤労に関する規定として、職業選択の自由や勤労の権利等を保障しています。

また、労働基準法により、労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならないことや、労働者と使用者が対等の立場において決定することなどが規定されています。

しかし近年、社会構造や就業環境の変化等を背景として、契約社員や派遣社員、パートタイム、アルバイトなどの非正規雇用の労働者が増加しており、雇用全体の4割近くが非正規雇用といわれています。

本市では、就労者の権利の啓発や支援に努めてきましたが、非正規就業や所得格差、職場でのさまざまなハラスメント（嫌がらせ）、障がい者雇用の課題、セクシュアル・マイノリティの権利確保など、就労者の人権に直結する新たな課題が生じています。

また、雇用の場における男女の均等待遇や、仕事と子育ての両立支援については、良好な職場環境づくり推進のための施策を展開しているものの、今なお、多くの課題が残っています。

このように、就労者を取り巻く環境がめまぐるしく変化していることから、さまざまな対象者への就労支援や、多様化、複雑化している労働相談の充実など、変化に応じた新たな支援策が必要となっています。

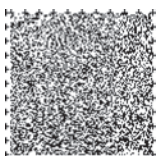
## 施策の方向性

**(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた環境の整備**

長時間労働の抑制に向けて、企業や関係機関への働きかけを進めていくとともに、働きやすい環境づくりのための育児、介護休業制度の普及・促進を図り仕事と子育て・介護の両立支援を進めるための情報提供や意識啓発に努めていきます。

**(2) 男女が平等に働くことのできる就労環境の整備 新**

女性の就業継続や男性の育児参加促進のための環境整備を図るとともに、女性の労働条件の向上と雇用の場における平等の推進（同一労働同一賃金など）、就労の場における男女平等の実現に向けた取組に努めます。



**(3) 対象者に応じた就労支援の充実** 新

女性、若者、高齢者、障がいのある人、外国につながりのある市民など、それぞれの対象者に応じた就労支援の充実に努めます。

**(4) 就労者の権利に関する啓発の推進**

職業・職種、また、正規雇用や、契約社員、派遣社員、パートタイム、アルバイトなどの非正規雇用といった任用形態等によって差別されることのないように、また就労者の権利が守られるようにさまざまな法令に定められた就労者の権利及びその適正な行使について、事業主や就労者に対し、情報提供や啓発を推進します。

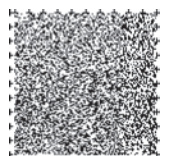
また、市内の企業や団体などが職員等の採用を行う場合には、国が定める公正な採用選考に係る指針等の各種関係規定に基づき、適正に採用事務が実施されるよう啓発に努めます。

**(5) ハラスメントの根絶と被害者救済** 新

職場におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等のハラスメント行為防止のための意識啓発を進めるとともに、被害者救済のために、関係機関と連携した支援を行います。

**(6) 労働相談の充実**

複雑かつ多様化する労働相談に対応するため、今後とも相談対応の充実に努めます。



## 現状と課題

犯罪被害者は、犯罪によって、命の危機にさらされ、身体や心を傷つけられ、財産を奪われるといった深刻な被害に直面させられます。

また、被害者本人のみならず、その家族も多大な苦痛を被り、経済的理由などから、生活そのものが破壊されてしまうこともあります。

犯罪被害者やその家族は、事件そのものによる直接的な被害のほかに、興味本位のうわさや誹謗中傷、また、一部の過激な取材や報道により名誉が毀損されたり、プライバシーを侵害されたりすることがあります。また、心ない言動により深く心を傷つけられるなど、二次的な被害を受けることがあります。

1985年（昭和60年）、国連総会において、被害者とその尊厳への配慮と敬意をもって扱われるべきことなどが盛り込まれた「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」が採択されました。

国では、2005年（平成17年）の「犯罪被害者等基本法」の施行以降、犯罪被害者への精神的、経済的、医療的、情動的支援等の取組が図られています。

また、国は、「第2次犯罪被害者等基本計画」を2011年（平成23年）に策定し、この中で、5つの重点課題（損害回復・経済的支援等、精神的・身体的被害の回復・防止、刑事手続きへの関与拡充、支援等のための体制整備、国民の理解の増進と配慮・協力の確保）を掲げ、施策を推進しています。

本市においては、犯罪被害者やその家族の人権擁護に向けて、犯罪被害者等に関する教育・啓発などに取り組んできました。

今後も、市民の理解促進に向けて、啓発事業の実施等に取り組むとともに、犯罪被害者やその家族の権利や利益が守られるよう、支援策を検討する必要があります。

## 施策の方向性

## (1) 相談・支援体制の充実

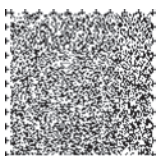
犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直ることができるよう、関係機関や支援団体と連携し、相談・支援体制の充実を検討します。

## (2) 犯罪被害者等の人権に関する教育・啓発

犯罪被害者について正しい理解を促すために、さまざまな機会を捉えて、教育・啓発に取り組めます。特に、当事者の精神的被害への理解を深め、二次的な被害などについても、正しい知識の習得と意識の啓発に努めます。

(3) 犯罪被害者等の支援施策の検討 **新**

犯罪被害者等の支援に向けて、情報収集を行い、より具体的な施策の検討を行います。



## 現状と課題

さまざまな理由から、ホームレス（野宿生活者）となり、健康で文化的な生活を送ることができない人々があります。また、ホームレスへの嫌がらせや、暴行などが人権課題となっています。

ホームレスは、路上、公園、河川敷、海岸などさまざまな場所で暮らし、ときに他の地域へ移動しながら生活しており、広域的な対策が必要となります。特に中高年層が多いことから、健康維持対策が求められています。

国においては、2002年（平成14年）に「ホームレス自立支援法」を施行し、その後、「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」〔2008年（平成20年）〕を定めるなど、自立支援へ向けた取組を行っていますが、ホームレスに対する差別や偏見は根強く、犯罪や悲惨な事件に発展する場合があります。

雇用の確保、自立支援をはじめ、ホームレスに対する差別や偏見をなくすために市民への教育や啓発を行うことが大変重要です。

## 施策の方向性

**(1) 実態の把握**

関係機関や支援団体と協力し、当事者への実態調査やアンケート調査等を行います。

**(2) 自立支援・生活支援**

自立支援・生活支援のための施設の確保、職業訓練、雇用のあっせん等について、関係機関及び近隣自治体と連携して行います。

**(3) 健康維持への対策**

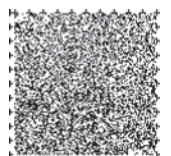
健康維持や病気、感染症対策に努めるとともに、無保険者についても、医療・保健サービスが受けられるように対策を進めます。

**(4) 当事者、支援団体との連携**

施策を推進し差別・偏見をなくすために、当事者、支援団体と連携します。

**(5) 教育・啓発活動の推進**

差別と偏見をなくすために、さまざまな機会を捉えて、教育・啓発活動を行い、人権意識の定着に努めます。



## 現状と課題

インターネットの普及に伴い、インターネット上において、人の尊厳を傷つける誹謗中傷などの書き込みや、人権に関するさまざまな問題が発生しており、全国的にインターネットを利用した人権侵犯事件の件数も、増加傾向にあります。

## 法務省の人権擁護機関が人権侵犯事件として、新規に救済手続きを開始した件数

人権侵犯事件数（開始件数）	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
インターネットを利用した 人権侵犯事件（件）	658	636	671	957	1,429

【法務省人権擁護局 平成26年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）から】

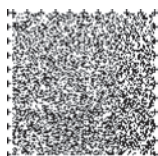
「第1回人権市民意識調査」の結果によれば、インターネット上における人権問題は、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」が8割弱で最も高く、次いで「出会い系サイト等犯罪を誘発する場となっていること」、「プライバシーに関する情報が掲載されること」と続いています。人権擁護のために必要なことは、「違法な情報発信者に対する監視や取り締まりの強化」が7割強で最も高く、次いで「情報の提供停止や削除などに関する法的規制の強化」、「プライバシーや名誉に関する教育・啓発活動の推進」と続いています。

本市においては、インターネット利用の適正化に向けて、インターネットの利用に係る講座や講演会を実施するなど、セキュリティの技術面と意識啓発の両面において取組を実施してきました。

しかしながら、情報ネットワーク社会が急速に進展し、携帯電話やスマートフォンを子どもたちが所持する割合は、年々増加しています。

このような背景から、判断力などが未成熟な子どもがインターネットを通じて犯罪やトラブルに巻き込まれるといったケースも増えています。

インターネットを通じ、犯罪やトラブルに巻き込まれることがないように、また、他人を誹謗中傷などの書き込みや、いじめなどがないように、インターネットを適正に使用するための情報モラル教育と意識啓発が求められます。

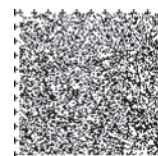


(1) 適正なインターネット利用の推進 **新**

インターネットの利用等に当たっては、SNSなど双方向のやり取りが可能なインターネットを利用したツール等により、子どもや女性などがさまざまな犯罪に巻き込まれるケースが増え、社会的な問題となっていることから、未然防止策を推進するため、さまざまな機会を捉えて、これらの危険性等について、情報モラル教育や意識啓発等の取組に努めます。

(2) インターネット上における「いじめ」などから子どもを守る取組 **新**

インターネットを通じて行われる「いじめ」の対応などについて、保護者や学校、子どもに関係する機関や団体と連携し、意識啓発の取組に努めます。



**現状と課題**

セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）とは、性的指向が同性又は両性に向かう人や、性同一性障がいといった人々のことをいいます。

性の多様性に対する社会の理解が不十分であることにより、性的指向や性同一性障がいの人々は、偏見や差別される場合があり、性の多様性に対する正しい理解と認識が深まるよう、一層の啓発活動や相談・支援が求められます。

**【「性的指向」に関する現状と課題】**

性的指向とは、性的意識の対象が異性、同性または両性のいずれかに向かうかを示す概念のことで、異性愛、同性愛、両性愛を指します。

国際的な主な動きとしては、世界保健機構（WHO）が1975年（昭和50年）に定めた分類では、「性的逸脱及び障がい」の項に、「同性愛」の分類が挙げられるなど、かつて、同性愛者は、異端と見なされることが多かったものですが、1990年（平成2年）、WHOが定める基準において、「同性愛」の分類は廃止され、「性的指向自体は、障がいと考えられるべきではない。」と、同性愛自体は障がいとされなくなりました。また、WHOは、1993年（平成5年）に、「同性愛はいかなる意味でも治療の対象としない」ことを宣言しました。

これに伴い、国は、1994年（平成6年）にWHOの見解を公式基準として採用、また、1995年（平成7年）には、日本精神神経学会が、WHOなどの見解を尊重することを表明し、「同性愛はいかなる意味でも治療の対象とはならない」と宣言しました。

同性愛といった性的指向に関しては、こういった取組や表明が繰り返し行われていますが、今日でも、同性愛者などに対する偏見は根強く、少数派であるがために社会生活の中で差別されることがあります。

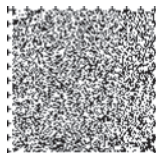
**【「性同一性障がい」に関する現状と課題】**

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないために社会生活に支障を来している人々がいます。

2004年（平成16年）には、「性同一性障害特例法」が施行され、性別の取扱いの変更の審査を受け、一定の条件を満たせば、戸籍上、性別の変更ができるようになりました。

また、2008年（平成20年）の法改正により、性別変更の条件が一部緩和されるなど、社会環境の改善が徐々に図られていますが、当事者は、からだの性とこころの性との食い違いに悩みながら、社会の中で差別や偏見を受ける現状が今なおあります。

「第1回人権市民意識調査」の結果によれば、性的指向・性同一性障がいに関する人権問題は、「誤った認識や偏見が存在していること」が5割強で最も高く、次いで「差別的な言動をされること」、「地域、職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」と続いています。人権擁護のために必要なことは、「正しい理解を深めるための教育・啓発活動の推進」が5割台半ばで最も高く、次いで「相談・支援体制の充実」、「法整備を行う」と続いています。市民の目からも偏見や差別、嫌がらせといった課題が指





摘されています。

セクシュアル・マイノリティの人は、偏見をおそれるなどの理由から、家族や友人といった他者に伝えられない人が多く、一方で、他者に知られたことで、偏見や差別、からかいの対象となるなど、学校や職場でのいじめや嫌がらせなどから、悩み苦しみながら生きている人も見られます。

このように、セクシュアル・マイノリティの人々への差別や人権侵害は、性的指向や、性同一性障がいについて、学習する機会が少ないことが大きな要因となっていると思われることから、今後、より一層の意識啓発が求められます。

また、同性カップルに対して、パートナーであることを証明する制度を開始した自治体の取組などについて、情報収集を図るなど、性の多様性を尊重した施策について、研究をしていく必要があります。

※ セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人々を総称して、女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）の頭文字「L」、男性同性愛者（ゲイ、Gay）の「G」、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）の「B」、そして、性同一性障がいを含む性別越境者など（トランスジェンダー、Transgender）の「T」、これらから、「L G B T」（エル・ジー・ビー・ティー）ということがあります。

## 施策の方向性

### (1) 啓発活動の推進 **新**

さまざまな機会を利用して、性的指向や性同一性障がいに対する正しい認識が深まるよう啓発活動を進めていきます。

### (2) 相談・支援 **新**

ホームページ等で相談窓口の情報提供を行い、相談・支援につなげていきます。

### (3) 「性別」情報の取得等の対応 **新**

性同一性障がいの人は、生物学的な性と性の自己意識が一致していないため、戸籍上の性別を記載されることに、傷ついたり抵抗感を抱く人がいます。

このようなことから、「性別」の表記や、「性別」の情報取得については、業務上必要な場合のみとするよう対応します。

### (4) 学校教育における子どもへの対応、配慮 **新**

男か女かと自問自答し、悩み苦しみ、自己肯定感をもてないまま成長し、本来の自分の姿を出せずにいることが多い、セクシュアル・マイノリティの子どもへの適切な対応と配慮に努めます。

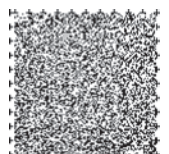
また、セクシュアル・マイノリティについて、正しい情報発信を行い、教職員と子どもに対し意識啓発に努めます。

### (5) 関係機関との連携 **新**

国、県、他の自治体及び人権関連団体等と連携し、意識啓発等の取組に努めます。

### (6) 先進的な取組事例等の調査研究 **新**

他の自治体や関係団体等の先進的な取組事例などについて、調査研究を行います。



## 現状と課題及び施策の方向性

人権の課題には、これまでに掲げているもの以外にも、さまざまな課題があります。

これらの課題においても、深刻な差別と偏見による人権侵害が起きており、具体的な対応策が求められています。また、人権の課題は、時代とともに変化することから、今後、新たな人権課題が生じることも考えられます。一人ひとりが人権課題に対して、意識を高く持つことが重要です。

## (1) さまざまな人の人権

### ① 先住民族の人権

国では、2007年（平成19年）に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、2008年（平成20年）に衆参両議院で可決された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を踏まえ、アイヌの人々が民族としての名誉と尊厳を保持できるよう、政策の推進に向けて取り組んでいます。

この他、国連の人種差別撤廃委員会は、2014年（平成26年）9月に公表した日本に対する最終見解の中で、日本政府が琉球民族を先住民族として承認し、琉球民族の権利保護を行うことを勧告しています。

### ② 刑を終えて出所した人の人権

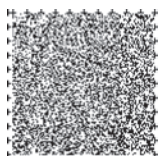
「第1回人権市民意識調査」の結果によれば、罪や非行を犯した後に、罪を償って社会の一員として立ち直ろうとしている人（刑を終えて出所した人）の人権問題は、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」が5割強で最も高く、次いで「就職、職場で不利な扱いを受けること」、「プライバシーが守られていないこと」、「差別的な言動をされること」と続いています。偏見や就職における差別などが課題として挙げられており、社会復帰をめざす上で極めて厳しい現実が続いています。

地域社会の一員として日常生活を営むためには、本人の意欲のほか、家族や職場、地域などの周囲の協力が必要です。

### ③ 北朝鮮当局による拉致被害者の人権 新

北朝鮮当局による拉致問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての市民の関心と認識を深めていくことが必要です。

また、同時に、北朝鮮当局による拉致問題が、在日韓国人・朝鮮人の人々等への差別につながるような意識啓発等の取組が必要です。



#### ④ 震災等の被災者の人権 **新**

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所の事故は、甚大な被害をもたらすとともに、多くの人々が避難生活を余儀なくされました。避難生活の長期化に伴うトラブルや放射線被ばくについての風評等に基づく差別的な扱い等、多くの人権課題が発生しました。避難所におけるプライバシーの保護の他、女性や高齢者、障がいのある人、子ども、外国につながるの市民などへの対応が課題として浮き彫りとなりました。

災害時においても、あらゆる人の人権が十分尊重されるよう取組が求められています。

#### ⑤ 婚外子の人権

婚外子は、就職や結婚等において差別されることがあります。父母の婚姻関係の有無は、子どもにとっては責任を負うことのできない事柄であり、これを理由に差別を行うことは、人権侵害です。婚外子に対する差別をなくしていくために、人権意識の啓発が必要です。

#### ⑥ 戸籍に記載がない人の人権 **新**

日本国籍を取得する要件を満たすものの、さまざまな理由から、戸籍に記載がない人がいます。戸籍に記載がない人は、戸籍謄本等により身分を証明することができないため、種々の手続きにさまざまな不具合が発生したり、社会生活に支障をきたしたりするケースが生じます。そして何よりも、安全に安心して暮らす権利や義務を阻害するため、人権に大きな影響を及ぼします。

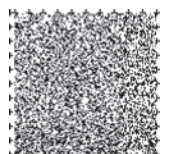
戸籍に記載がない人を把握した場合には、国と連携し、不利益が生じないよう最大限配慮をしていくことが必要です。

#### ⑦ 難民の人権 **新**

昭和50年代前半のインドシナ難民の大量流出を契機とした難民問題に関する議論の急速な高まりを受け、国は、1981年（昭和56年）に「難民条約」を批准しました。

国における1982年（昭和57年）の難民認定制度導入から、2014年度（平成26年度）までの申請数は22,559件で、うち難民と認定されたものは、633件となっています。

生命又は身体の自由の侵害又は抑圧等のおそれから自国から逃れ、かつ自国へ帰ることができないといった難民の支援は、地球規模の課題となっており、人道的な対応が求められています。



## (2) さまざまな人権課題

### ① 人身取引（トラフィッキング） **新**

国では、2014年（平成26年）12月に策定した「人身取引対策行動計画2014」に基づき、関係する行政機関等が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進しています。

性的搾取、強制労働等の人身取引（トラフィッキング）は、重大な人権侵害であることから、市民の関心と認識を深めていくことが必要です。

### ② 貧困・生活困窮 **新**

近年、社会経済環境の変化に伴い、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しているほか、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加しています。非正規雇用労働者のうち、7割は女性であるとの国の調査結果もあり、依然として男女間格差が存在しています。

また、子どもの相対的貧困率も1990年代半ば頃からおおむね上昇傾向にあり、2012年（平成24年）には16.3%と、子どもの6人に1人が貧困状態となっています。

生活保護を受給している世帯主の約25%が生活保護受給世帯で育ったという調査結果もあるように、いわゆる「貧困の連鎖」も生じています。

このような状況の下、生活困窮者の自立を促進するためには、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する早期支援を行い、自立促進を図るための第2のセーフティネットの充実・強化が必要であることから、2015年（平成27年）4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者に対する包括的な支援の提供が求められています。

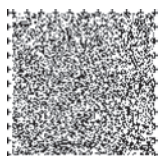
### ③ 自殺 **新**

自殺者数は、1998年（平成10年）に急激に増えて初めて3万人を超え、以降、2011年（平成23年）までの間、毎年3万人台で推移していました。

このような状況から、国は、国や地方自治体の責務等を定めた「自殺対策基本法」〔2006年（平成18年）〕を施行し、また、同法に基づき、自殺総合対策大綱を定めるなど、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざし、自殺対策に取り組んでいます。2014年（平成26年）時点でも自殺者数は、2万5千人を超え、依然として高い水準にあります。

自殺には、さまざまな要因が複雑に関係していることから、周囲の一人ひとりの気づきと見守りが何よりも大切です。

今後も、自殺対策の取組の地道な継続と総合的な推進を図り、国や医療機関、関係団体等との円滑な連携をもとに、誰もが孤立しない地域づくりが求められます。



#### ④ 複合差別

複数の要因が重なり合った人権侵害は、より大きな被害をもたらします。このような複合的な要因からなる人権侵害（これを「複合差別」といいます。）を防止し、被害者を実効的に救済していくためには、関係する課等が相互に連携協力することによって、庁内横断的な人権施策を図ることが必要です。

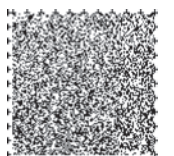
#### ⑤ 差別落書き **新**

特定の個人や団体、また、特定の属性を有する人々を誹謗中傷するような落書きは、それが対象となった人の人格を傷付けたり、尊厳を否定するような内容である場合には、差別行為になります。

よって、このような差別落書きがあった場合には、人権侵害事案として捉え、国、県及び人権関連団体等と連携し、法的措置を含め具体的な対応を図ることが必要になります。

これまでに挙げた課題の他にも、社会には、特定の職業に従事する人々に対する差別（職業差別）、容姿に基づく差別、婚姻状況・家族状況・生育環境等を理由とする差別、プライバシー侵害・名誉毀損など、多くの人権課題が存在します。また、いわゆる「ひきこもり」や社交不安障がい（SAD）などにより、社会生活にうまく馴染めない人や、さまざまな困難を抱えているにもかかわらず、社会的な支援制度のはざまにあるなど、生きづらさを抱えている人もいます。

こうした人権課題や困難を抱えている人々に、人権尊重の視点できめ細かく対応していくためには、職員一人ひとりが状況や課題の把握に努める必要があります。



## 1

## 人権行政の推進とチェック機能

- ① あらゆる施策について人権指針をもとに自己点検・見直しを行います。
- ② 市が策定する各種基本計画・実施計画等に、人権尊重の視点を取り入れます。
- ③ 人権指針に規定する施策の取組状況について、全庁的に「人権指針に関する取組状況調査」を毎年度行うとともに、「職員の人権意識啓発の取組」を推進します。
- ④ 「人権指針に関する取組状況調査」及び「職員の人権意識啓発の取組」に関する結果等について、「ふじさわ人権協議会」へ定期的に報告を行い、委員からの意見等を踏まえ、常に人権施策の改善を図り、取組を推進します。

## 2

## 市民との協働

多岐にわたる人権課題に対しては、迅速で専門的かつ柔軟な対応が必要とされます。そのためには、公的機関だけではなく、NPO、企業、市民など多様な人々との連携・協力が不可欠です。施策の企画・立案から推進まで、さまざまな主体と連携し、社会全体で多様な人権課題の解決に向けて、取組を図ります。

## 3

## 人権に関する拠点施設の検討

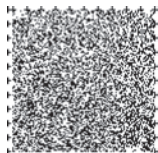
時代とともに多様化かつ複雑化する人権課題に対応するため、人権に関する情報の収集・分析・研究及び研修などの機能を有する拠点施設について、長期的な課題として研究・検討していきます。

## 4

## 人権行政の推進に向けた情報収集と施策の検討

人権課題については、国や自治体のみならず、国連などの国際機関においても、さまざまな取組が行われています。人権施策の質的向上を図るためには、こうした国内外の人権に関する取組について情報収集を図り、先進的な施策について、本市の人権施策にも取り込んでいく必要があります。

このようなことから、人権に関する条例等の制定を含め、先進的な取組に関する情報収集を図りつつ、多角的な視点により人権行政の推進を検討していきます。

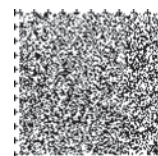


## 「法律及び条約」の表記について

人権指針（1～48 ページ）の中で、省略名で表記する法律及び条約は、次のとおりです。

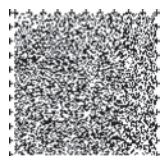
(50 音順)

正 式 名 称		人権指針で使用する名称
法律	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	出会い系サイト規制法
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	高齢者虐待防止法
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	男女雇用機会均等法
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童買春禁止法
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	障害者虐待防止法
	障害者の雇用の促進等に関する法律	障害者雇用促進法
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者総合支援法
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	障害者差別解消法
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	女性活躍推進法
	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	性同一性障害特例法
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	DV防止法
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	ホームレス自立支援法
条約	児童の権利に関する条約	子どもの権利条約
	障害者の権利に関する条約	障害者権利条約
	女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約	女子差別撤廃条約
	難民の地位に関する条約	難民条約



## 主な人権に関する諸条約一覧

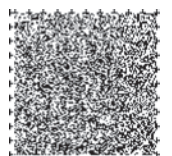
名称	略称等	採択年	発効年	日本の締結年
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	人身売買禁止条約	1949年 (昭和24年)	1951年 (昭和26年)	1958年 (昭和33年)
難民の地位に関する条約	難民条約	1951年 (昭和26年)	1954年 (昭和29年)	1981年 (昭和56年)
婦人の参政権に関する条約	婦人参政権条約	1953年 (昭和28年)	1954年 (昭和29年)	1955年 (昭和30年)
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	人種差別撤廃条約	1965年 (昭和40年)	1969年 (昭和44年)	1995年 (平成7年)
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	国際人権規約 (社会権規約)	1966年 (昭和41年)	1976年 (昭和51年)	1979年 (昭和54年)
市民的及び政治的権利に関する国際規約	国際人権規約 (自由権規約)	1966年 (昭和41年)	1976年 (昭和51年)	1979年 (昭和54年)
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	女子差別撤廃条約	1979年 (昭和54年)	1981年 (昭和56年)	1985年 (昭和60年)
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約	ハーグ条約	1980年 (昭和55年)	1983年 (昭和58年)	2013年 (平成25年)
拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	拷問等禁止条約	1984年 (昭和59年)	1987年 (昭和62年)	1999年 (平成11年)
児童の権利に関する条約	子どもの権利条約	1989年 (平成元年)	1990年 (平成2年)	1994年 (平成6年)
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約	強制失踪条約	2006年 (平成18年)	2010年 (平成22年)	2009年 (平成21年)
障害者の権利に関する条約	障害者権利条約	2006年 (平成18年)	2008年 (平成20年)	2014年 (平成26年)





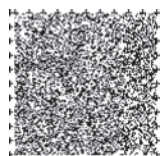
## 日本における分野別の主な人権に関する法令

分野	名称	制定年	施行年
人権全般	社会福祉法	1951年 (昭和26年)	同左
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	2000年 (平成12年)	同左
	人権擁護委員法	1949年 (昭和24年)	同左
男女	売春防止法	1956年 (昭和31年)	1957年 (昭和32年)
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	1985年 (昭和60年)	1986年 (昭和61年)
	男女共同参画社会基本法	1999年 (平成11年)	同左
	ストーカー行為等の規制等に関する法律	2000年 (平成12年)	同左
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	2001年 (平成13年)	同左
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	2015年 (平成27年)	同左
子ども	児童福祉法	1947年 (昭和22年)	1948年 (昭和23年)
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	1964年 (昭和39年)	同左
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	1999年 (平成11年)	同左
	児童虐待の防止等に関する法律	2000年 (平成12年)	同左
	子ども・若者育成支援推進法	2009年 (平成21年)	2010年 (平成22年)
	子ども・子育て支援法	2012年 (平成24年)	2015年 (平成27年)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)
	いじめ防止対策推進法	2013年 (平成25年)	同左
	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)
	少子化社会対策基本法	2003年 (平成15年)	同左



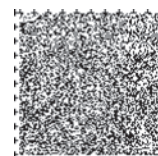
日本における分野別の主な人権に関する法令

分野	名称	制定年	施行年
高齢者	老人福祉法	1963年 (昭和38年)	同左
	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	1971年 (昭和46年)	同左
	高齢社会対策基本法	1995年 (平成7年)	同左
	介護保険法	1997年 (平成9年)	2000年 (平成12年)
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	2001年 (平成13年)	同左
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	2005年 (平成17年)	2006年 (平成18年)
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	2006年 (平成18年)	同左
障がい者	身体障害者福祉法	1949年 (昭和24年)	1950年 (昭和25年)
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	1950年 (昭和25年)	同左
	知的障害者福祉法	1960年 (昭和35年)	同左
	障害者の雇用の促進等に関する法律	1960年 (昭和35年)	同左
	障害者基本法	1970年 (昭和45年)	同左
	身体障害者補助犬法	2002年 (平成14年)	同左
	発達障害者支援法	2004年 (平成16年)	2005年 (平成17年)
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	2006年 (平成18年)	同左
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	2013年 (平成25年)	2016年 (平成28年)
外国人	出入国管理及び難民認定法	1951年 (昭和26年)	同左



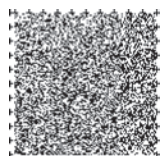
## 日本における分野別の主な人権に関する法令

分野	名称	制定年	施行年
患者等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	1998年 (平成10年)	1999年 (平成11年)
	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	2008年 (平成20年)	2009年 (平成21年)
犯罪被害者	犯罪被害者等基本法	2004年 (平成16年)	2005年 (平成17年)
ホームレス (野宿生活者)	生活保護法	1950年 (昭和25年)	同左
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	2002年 (平成14年)	同左
	生活困窮者自立支援法	2013年 (平成25年)	2015年 (平成27年)
インター ネット	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	2001年 (平成13年)	2002年 (平成14年)
	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	2003年 (平成15年)	同左
セクシュアル ・マイノリティ	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	2003年 (平成15年)	2004年 (平成16年)
その他	個人情報保護に関する法律	2003年 (平成15年)	同左
	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律	1997年 (平成9年)	同左
	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律	2002年 (平成14年)	2003年 (平成15年)
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	2006年 (平成18年)	同左
	被災者生活再建支援法	1998年 (平成10年)	同左
	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律	2012年 (平成24年)	同左
	自殺対策基本法	2006年 (平成18年)	同左



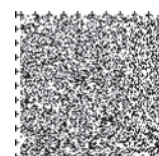
## 主な関連年表

実施年	国連関係	国内
1945年 (昭和20年)	6月「国連憲章」及び「国際司法裁判所規程」サンフランシスコで調印	
1947年 (昭和22年)		9月「労働基準法」施行
1948年 (昭和23年)	12月「世界人権宣言」採択	1月「児童福祉法」施行 12月「民法」改正
1949年 (昭和24年)	12月「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」(人身売買禁止条約)採択	6月「人権擁護委員法」施行
1950年 (昭和25年)		4月「身体障害者福祉法」施行 5月「生活保護法」施行 5月「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(精神保健福祉法)施行
1951年 (昭和26年)	7月「難民の地位に関する条約」(難民条約)採択	6月「社会福祉法」施行 11月「出入国管理及び難民認定法」施行
1953年 (昭和28年)	3月「婦人の参政権に関する条約」(婦人参政権条約)採択	
1955年 (昭和30年)		7月「婦人の参政権に関する条約」締結
1957年 (昭和32年)		4月「売春防止法」施行
1958年 (昭和33年)		5月「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」締結
1959年 (昭和34年)	11月「児童の権利に関する宣言」採択	
1960年 (昭和35年)		4月「知的障害者福祉法」施行 7月「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行
1963年 (昭和38年)		8月「老人福祉法」施行
1964年 (昭和39年)		7月「母子及び父子並びに寡婦福祉法」施行
1965年 (昭和40年)	12月「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)採択	
1966年 (昭和41年)	12月「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」[国際人権規約(社会権規約)]、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」[国際人権規約(自由権規約)]、「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」採択	
1967年 (昭和42年)	1月「難民の地位に関する議定書」採択	
1969年 (昭和44年)		7月「同和对策事業特別措置法」施行
1970年 (昭和45年)		5月「障害者基本法」施行
1971年 (昭和46年)		10月「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」施行



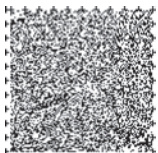
## 主な関連年表

実施年	国連関係	国内
1972年 (昭和47年)		7月「勤労婦人福祉法」施行
1973年 (昭和48年)	11月「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択	
1975年 (昭和50年)	12月「障害者の権利に関する宣言」採択	
1979年 (昭和54年)	12月「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択	6月「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」締結
1980年 (昭和55年)	10月「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ条約)採択	
1981年 (昭和56年)	12月「国連障害者の10年」(1983年～1992年)の決議を採択	1月「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」施行 10月「難民の地位に関する条約」締結
1982年 (昭和57年)		1月「難民の地位に関する議定書」締結 4月「地域改善対策特別措置法」施行
1984年 (昭和59年)	12月「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約)採択	
1985年 (昭和60年)		1月「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行(子の国籍取得父系主義から父母両系主義等に一部改正) 6月「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」締結
1986年 (昭和61年)	12月「発展の権利に関する宣言」採択	4月「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」改正施行 10月「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)改正施行
1987年 (昭和62年)		4月「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)施行
1989年 (平成元年)	11月「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)採択 12月「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」(死刑廃止)採択	
1990年 (平成2年)	12月「全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約」採択	
1991年 (平成3年)		11月「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」施行
1992年 (平成4年)	10月「国際高齢者年」(1999年)の決議を採択	4月「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)施行
1993年 (平成5年)	12月 国連人権高等弁務官を新設、「世界の先住民の国際の10年」を宣言	



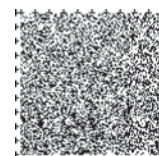
## 主な関連年表

実施年	国連関係	国内
1994年 (平成6年)	12月「人権教育のための国連10年」を宣言	4月「児童の権利に関する条約」締結 9月「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)施行
1995年 (平成7年)	9月「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	12月「高齢社会対策基本法」施行 12月「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」締結
1996年 (平成8年)		12月 男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」策定
1997年 (平成9年)		3月「人権擁護施策推進法」施行 3月「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)の一部改正 7月「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)施行 7月「北海道旧土人保護法」廃止 7月「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」策定 10月「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」改正施行
1998年 (平成10年)		4月「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)一部改正：60歳以上定年制義務化 7月「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」の一部改正：障害者雇用率引き上げ(民間企業1.8%、国・地方公共団体等2.1%) 11月「被災者生活再建支援法」施行
1999年 (平成11年)	10月「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	4月「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行 4月「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」改正施行 4月「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 6月「男女共同参画社会基本法」施行 6月「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」締結 7月 人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申 11月「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ処罰法)施行



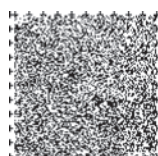
## 主な関連年表

実施年	国連関係	国内
2000年 (平成12年)	5月「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択	4月 成年後見制度改正（「民法」一部改正等） 4月 外国人登録法による指紋捺印制度廃止 4月「介護保険法」施行 6月「社会福祉法」改正施行 10月「民事法律扶助法」施行 11月「児童虐待の防止等に関する法律」施行 11月「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 11月「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）施行 11月「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（犯罪被害者保護法）施行 12月「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
2001年 (平成13年)		4月「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）施行 5月 人権擁護推進審議会が「人権救済制度の在り方について」（諮問第2号答申）を提出 7月「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行 8月「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者居住安定確保法）施行 10月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 12月 人権擁護推進審議会が「人権擁護委員制度の改革について」（諮問第2号に対する追加答申）を提出 12月「高齢社会対策大綱」閣議決定
2002年 (平成14年)	1月「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」発効 2月「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」発効 7月「国際刑事裁判所規程」発効	3月「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 5月「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）施行 8月「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 10月「身体障害者補助犬法」施行 12月「障害者基本計画」閣議決定



## 主な関連年表

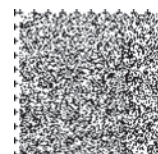
実施年	国連関係	国内
2003年 (平成15年)		1月「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行 5月「個人情報の保護に関する法律」施行 9月「少子化社会対策基本法」施行 9月「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」施行
2004年 (平成16年)	12月「人権教育のための世界計画」採択	7月「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
2005年 (平成17年)		4月「犯罪被害者等基本法」施行 4月「発達障害者支援法」施行 4月「個人情報保護法」全面施行
2006年 (平成18年)	3月「国連人権理事会」の創設を採択 12月「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」(強制失踪条約)採択 12月「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)採択	4月「障害者自立支援法」施行 4月「公益通報者保護法」施行 4月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 6月「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 10月「自殺対策基本法」施行 12月「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行
2009年 (平成21年)		4月「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 7月「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」締結
2010年 (平成22年)		4月「子ども・若者育成支援推進法」施行
2012年 (平成24年)		6月「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(子ども・被災者支援法)施行 7月「出入国管理及び難民認定法(入管法)」改正 7月「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行(外国人登録法・外国人登録制度廃止) 10月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行





## 主な関連年表

実施年	国連関係	国内
2013年 (平成25年)		4月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法) 施行 4月「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」の一部改正：障害者雇用率引き上げ(民間企業2.0%、国・地方公共団体2.3%) 5月「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ条約) 締結 6月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定 9月「いじめ防止対策推進法」施行
2014年 (平成26年)		1月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 1月「障害者の権利に関する条約」締結 4月「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行
2015年 (平成27年)		4月「生活困窮者自立支援法」施行 4月「子ども・子育て支援法」施行 4月「藤沢市子どもをいじめから守る条例」施行 9月「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法) 施行
2016年 (平成28年)		4月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法) 施行



**ふじさわ人権協議会要綱**

制定 平成 19 年 4 月 1 日

(目的及び設置)

**第 1 条** 一人ひとりの市民が尊重され、ともに生きるまちづくりに向けて、人権施策の推進について協議及び検討をするため、ふじさわ人権協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第 2 条** 協議会は、次に掲げる事項を協議及び検討する。

- (1) 「藤沢市人権施策推進指針」の進行管理に必要な事項
- (2) 人権意識の啓発を推進するために必要な事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、人権施策の推進を図るために必要な事項

(組織)

**第 3 条** 協議会は、委員 12 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識者
- (2) 関係団体
- (3) 企業・労働団体
- (4) 市民

(任期)

**第 4 条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第 5 条** 協議会に、会長及び副会長 2 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、議事その他の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 6 条** 協議会は、会長が招集する。

(議事)

**第 7 条** 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

**第 8 条** 協議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(専門部会)

**第 9 条** 協議会は、専門的事項について審議する必要があると認めるときは、協議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 会長は、必要があると認めるときは、当該部会に諮って委員以外の者を部会に出席させて意見を聴くことができる。

6 第 6 条、第 7 条及び第 8 条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

7 会長は、専門的事項の審議が終了したときは、その結果を協議会に報告するものとする。

(報酬等)

**第 10 条** 委員の報酬等については、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和 31 年藤沢市条例第 36 号）の定めるところによる。

(庶務)

**第 11 条** 協議会の庶務は、企画政策部人権男女共同参画課において処理する。

(委任)

**第 12 条** 前各条に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

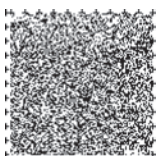
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

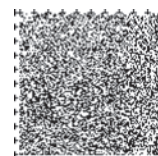


## ふじさわ人権協議会委員名簿（第5期）

《2015年（平成27年）4月1日～2017年（平成29年）3月31日》

[敬称略 / 正副会長以外の委員は50音順]

氏名	所属等	役職
片岡 理智	フリージャーナリスト ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会委員	会長
工藤 定次	一般社団法人神奈川人権センター理事	副会長
濱田 庸子	慶應義塾大学環境情報学部教授	副会長
日下部 和美	市民公募委員	
佐伯 未更	市民公募委員	
佐藤 大輔	湘南教職員組合執行委員長	
崔 英善	藤沢市外国人市民会議委員／コーディネーター	
戸高 洋充	社会福祉法人藤沢ひまわり総合施設長	
中濱 一芳	東京ガス株式会社神奈川西支店長	
西川 雅子	藤沢市人権擁護委員会委員	
宮部 美佐子	特別養護老人ホームグリーンライフ湘南施設長	
安永 英明	神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所 指導課長	



**藤沢市人権事務事業推進連絡会要綱**

制定 平成 17 年 5 月 13 日

(目的及び設置)

**第 1 条** この市の行う人権に関する事務事業(以下「人権事業」という。)の円滑な推進を図るため、この市に藤沢市人権事務事業推進連絡会(以下「連絡会」という。)を置く。

(所掌事務)

**第 2 条** 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権施策に係る基本的な指針の策定及び推進に関すること。
- (2) 人権教育及び人権啓発に関する施策の推進に関すること。
- (3) 人権事業の総合的な企画及び調整に関すること。

(組織)

**第 3 条** 連絡会は、会長及び別表に掲げる課の長等(以下「人権関係課長等」という。)をもって組織する。

- 2 会長は、企画政策部長をもって充てる。
- 3 会長は、議事その他の会務を総理し、連絡会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、人権関係課長等のうちからあらかじめ会長が指名する人権関係課長等がその職務を代理する。

(会議)

**第 4 条** 連絡会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、人権関係課長等の求めに基づき連絡会を招集することができる。
- 3 会長に事故がある場合における前 2 項の規定の適用については、前条第 4 項の規定により指名された人権関係課長等は、会長とみなす。

(意見の聴取)

**第 5 条** 会長は連絡会を招集する場合において、必要があると認めるときは、人権関係課長等以外の職員又は関係者をその会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

**第 6 条** 連絡会の庶務は、人権男女共同参画課において処理する。

(委任)

**第 7 条** 前各条に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

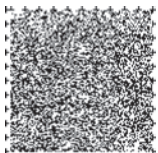
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

行政総務課	職員課	平和国際課
人権男女共同参画課	市民相談情報課	
生涯学習総務課	福祉総務課	高齢者支援課
障がい福祉課	生活援護課	保健医療総務課
健康増進課	地域保健課	保健予防課
子育て企画課	子ども家庭課	子育て給付課
産業労働課	公共建築課	住宅課
土木計画課	病院総務課	教育総務課
教育指導課	学務保健課	



**藤沢市子どもをいじめから守る条例**

制定 平成27年3月10日

私たちは、いじめを許さない文化と風土をつくることを目標とし、いじめのない社会の実現を目指します。

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、社会の宝、未来への希望です。私たちは、子どもの笑顔を守るため、すべての子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに努めなければなりません。

藤沢市市民憲章では、市民が郷土を愛し、市民の誰もが幸せに暮らすことができるまちにするため、「いつもだれにも親切にしましょう」などの守るべき規範を定めています。

すべての子どもは、個人として尊重され、幸せに暮らす権利があります。

私たちは、次代を担う子どもの最善の利益を図るため、いじめの背景にある様々な問題と正面から向き合い、子どもの人権を侵害するいじめを、しない、させない、許さない社会とすることを目指し、ここに、藤沢市子どもをいじめから守る条例を制定します。

(目的)

**第1条** この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」といいます。)の趣旨を踏まえ、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」といいます。)のための対策を総合的かつ効果的に推進し、子どもをいじめから守るため、いじめの防止等に係る基本理念、市、学校及び保護者の責務並びに学校以外の施設、市民及び関係機関の役割を明らかにし、いじめの防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境を整えることを目的とします。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 学校に在籍する児童又は生徒及び学校に在籍していない者であって、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間

にあるものをいいます。

- (2) いじめ 子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの又は当該行為に気づいたときに心身の苦痛を感じるものをいいます。
- (3) 学校 この市の区域内に存する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいいます。
- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者をいいます。
- (5) 学校以外の施設 この市の区域内に存する、子どもが在籍する学校以外の施設又は団体をいいます。
- (6) 市民 市内に居住する者、通勤する者及び通学する者並びに市内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいいます。
- (7) 関係機関 児童相談所、法務局又は地方法務局、警察、医療機関その他子どものいじめの防止等に関係する機関及び団体をいいます。

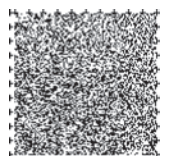
(基本理念)

**第3条** いじめは、子どもの人権を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす絶対に許されない行為であり、社会の中の様々な問題がいじめを生じさせる背景となり得ることから、市、学校、保護者、学校以外の施設、市民及び関係機関は、それぞれの責務及び役割に基づき、主体的に、かつ、相互に連携して、いじめのない社会を目指します。

(子どもの心がけ)

**第4条** 子どもは、次のことを心がけましょう。

- (1) 自分を大切にしましょう。
- (2) 他の人を思いやり、大切にしましょう。
- (3) いじめを受けたとき、又はいじめを見たり聞いたりしたときは、一人で悩まずに、家族、友だち、学校、市、関係機関等に相談しましょう。



(市の責務)

- 第5条** 市は、子どもの最善の利益を図るため、いじめの防止等に関する施策を積極的に推進するものとします。
- 2 市は、社会の中の様々な問題がいじめを生じさせる背景となり得ることから、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができるよう、いじめを生じさせる問題の解決に向け、社会全体への意識啓発を図るとともに環境の整備に努めるものとします。
- 3 市は、いじめの防止等に関する施策について、国、神奈川県及び関係機関と協力し、積極的に推進するものとします。
- 4 市は、法第12条に定める地方いじめ防止基本方針を教育委員会において策定するとともに、市が設置する学校におけるいじめの防止等の対策を推進するものとします。
- 5 市は、学校(市が設置する学校を除きます。)及び学校以外の施設に対して、いじめの防止等に関する施策が確実かつ適切に実施されるよう、必要な情報交換及び協力を求めることができるものとします。
- 6 市は、この条例の目的を達するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとします。

(学校の責務)

- 第6条** 学校は、法第13条に規定する各学校で定める学校いじめ防止基本方針に基づき、教育活動を通して、自分や他の人を大切にし、ともに学び、ともに育つ子どもを育成するものとします。
- 2 学校は、市、保護者、学校以外の施設、市民及び関係機関と連携し、いじめの防止等に取り組むとともに、当該学校に在籍する子どもがいじめを受けている、又はいじめを行っていると思われるときは、適切かつ迅速に対処するものとします。
- 3 学校は、前項の規定に基づき対処し、いじめがなくなったと思われる後においても、子どもが安心して学校に通うことができるよう取り組むものとします。

(保護者の責務等)

- 第7条** 保護者は、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができるよう努めるものとします。
- 2 保護者は、子どもに対して、いじめが決して許されない行為であることを十分に理解させるよう努めるものとします。
- 3 保護者は、子どもの変化を見逃さず、良き相談相手となるよう努めるものとします。
- 4 保護者は、子どもがいじめを受け、若しくは行っているとき又はそれらの疑いがあると思われるときは、市、学校、学校以外の施設又は関係機関へ相談することができます。

(学校以外の施設の役割)

- 第8条** 学校以外の施設は、子どもをいじめから守ることについて理解を深め、いじめを見過ごさないよう努めるとともに、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに努めるものとします。

(市民の役割)

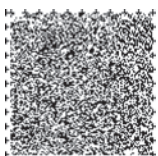
- 第9条** 市民は、地域社会において、子どもを見守り、声かけを行う等、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに取り組み、子どもが地域の人々との関わりの中で、社会性を育めるよう努めるものとします。
- 2 市民は、いじめ及びいじめの疑いがある行動を見聞きしたときは、市、学校、保護者、学校以外の施設又は関係機関へ情報を提供するよう努めるものとします。

(関係機関の役割)

- 第10条** 関係機関は、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができるよう、市、学校、保護者、学校以外の施設及び市民と連携し、いじめの防止等に関する施策に協力するよう努めるものとします。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行します。



**人権教育及び人権啓発の推進に関する法律**

制定 平成 12 年 12 月 6 日

(目的)

**第 1 条** この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

**第 3 条** 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

**第 4 条** 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第 5 条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

**第 6 条** 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

**第 7 条** 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

**第 8 条** 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

**第 9 条** 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

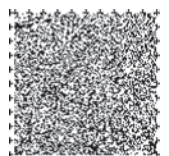
附 則

(施行期日)

**第 1 条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

**第 2 条** この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。



**世界人権宣言**

1948年（昭和23年）12月10日

**前文**

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじた野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

**第1条**

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

**第2条**

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

**第3条**

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

**第4条**

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

**第5条**

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

**第6条**

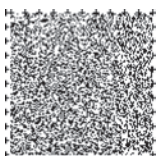
すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

**第7条**

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

**第8条**

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。





## 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

## 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

## 第11条

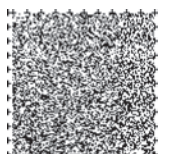
- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

## 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

## 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。



## 人権に配慮した表現等に関する留意事項について

公の場での発言時や、情報発信時等においては、市民の方から誤解を招くような表現や、差別的な言葉については、使用しないようご注意ください。

また、本来差別的な意味を持たないとされる表現であっても、受け手側が差別的な表現と感じるおそれのある言葉については、あわせて使用しないよう留意願います。

差別語や差別表現について、問題のある言葉や表現の使用を単に控えたり、言葉の言い換えをしたりすれば良いということではありません。

人は、無意識のうちに他者の人権を侵害してしまっていることがあります。

大切なことは、私たち一人ひとりが自分の心の中に潜む差別意識と常に向き合い、自らの差別意識を自覚し、偏見や差別意識を持たないようにすることです。

人は、一人ひとり違います。違いを認め合いながら、あらゆる人々がともに生きることができるよう、他者を思いやる心、人権尊重の意識（気づき）を一人ひとりが持ち続けることが大切です。

### 留意点1

男女いずれかに偏った表現等を使用していませんか。

### 【男女のいずれかに偏った表現等】

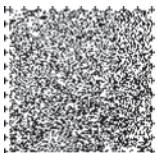
■ 男性、女性いずれかに偏った表現、職業や地位などで、女性の場合だけ性別を冠する表現などは、使用しないようにしましょう。

（「女」を「男」に入れ替えて、表現としておかしいものなど）

#### （例）

×		○
父兄	⇒	保護者 おうちのひと など
OB	⇒	OB・OG、出身者など
サラリーマン・OL	⇒	会社員など
女医	⇒	医師
女性弁護士	⇒	弁護士
女流作家	⇒	作家
保母	⇒	保育士
看護婦 保健婦	⇒	看護師 保健師
女子職員 女子社員	⇒	職員 社員など
行政マン	⇒	市職員、自治体職員、行政職など
スチュワーデス	⇒	客室乗務員（キャビンアテンダント）

【備考】男女雇用機会均等法の施行等により、看護師のように、従来、女性は看護婦、男性は看護師と男女で資格名称が違っていた国家資格等も男女で同じ名称に統一



**【女性（又は男性）を蔑視する表現や特別視するキャッチフレーズ等】**

- いずれかの性だけに使用する言葉、または女を男に入れ替えて（又はその逆）違和感がある言葉は使用しないようにしましょう。

(例)

×
才色兼備、良妻賢母 男勝り、女だてらに、未亡人、内助の功、才女、才媛、女史、女中、家政婦、女々しい、優男など

- 男性の敬称を「氏」とし、女性を「さん」とする等、男女で表記を使い分けないようにしましょう。
- 「〇〇ちゃんは、職場の花だね」など、女性を特別視した表現にないようにしましょう。

<b>留意点 2</b>	身体の特徴や症状を表す言葉の中で、言葉自体に差別的要素が含まれている用語を使用していませんか。
--------------	---

(例)

×
めくら、つんぼ、(片)ちんば、びっこ、片輪(かたわ)、くろんぼ など

<b>留意点 3</b>	本来は差別的表現ではないとされる言葉であっても、差別語と受け止める人がいるおそれのある言葉を使用していませんか。
--------------	--

(例)

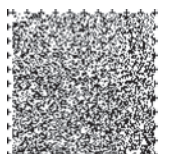
×	⇒	○
片手落ち	⇒	不十分、不公平、気配りを欠く など
手短(てみじか)	⇒	簡単に、簡潔に など
盲人・盲目	⇒	目の不自由な方、視覚障がい者 など
色盲・色弱	⇒	色覚障がい 色覚異常 など
外人	⇒	外国人

【備考】例えば、「片手落ち」は、「片+手落ち」から出来たことばで、本来差別を目的とした言葉ではないとされていますが、公式の場では、差別用語と捉える人がいること、また、障がいのある人の前で、この言葉を使えるかといったようなさまざまな視点に立ち対応する必要があります。[「手短」(てみじか)等も同様]

<b>留意点 4</b>	「障がい者」の表記に注意しましょう。
--------------	--------------------

(例)

×	⇒	○
障がいをもつ人(方) 障がいをおもちの方 など	⇒	障がいのある人(方) 障がい者 など



<b>留意点5</b>	女性を「アイキャッチャー（人の目を引き付けるもの）」にしていますか。
-------------	------------------------------------

○単に目を引くためや親しみやすさを持たせるために、内容とは関係なく女性をポスターやチラシ等で使う場合がありますが、それでは伝えるべき内容が十分に反映された表現とは言えません。女性をアイキャッチャー（人の目を引き付けるもの）として起用せず、目的に応じて、より効果的な表現方法を工夫しましょう。

<b>留意点6</b>	性別による固定的な役割分担意識を助長するようなデザイン・表現等になっていませんか。
-------------	---

○男性は仕事、女性は家庭といった従来からの固定的な性別役割分担意識については、男女共同参画社会の推進を阻害する大きな要因となっています。リーフレット作成時やイラスト等を使用する場合においても、こういった固定観念に捉われないよう配慮してください。

**イラスト（例）** ～ 表現を工夫してみましょう！ ～

→ たとえば、こんな表現は

**（例1）**



いつも、加害者は男性で、被害者は女性や高齢者でしょうか。

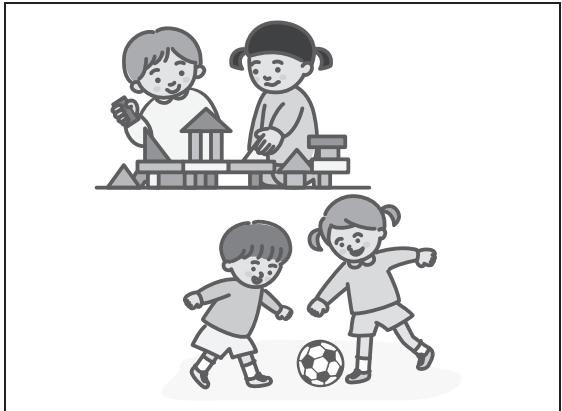


加害者の性別は不明  
被害者は、男性、女性ともに描く。

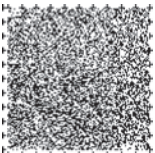
**（例2）**



男の子は球技、女の子はママゴトなど、画一的な表現



好みは性別を問わず人それぞれです。  
いろいろな個性を表現しましょう。



→ たとえば、こんな表現は

(例 3)



男性が仕事、女性が家事・育児など、固定的役割分担意識による表現

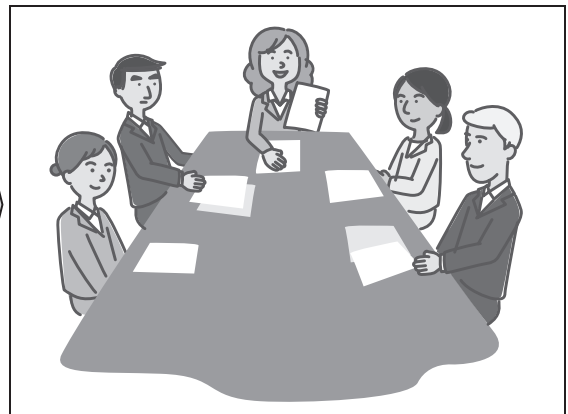


家事や就労など、性別にかかわらず活躍の場は、さまざまです。

(例 4)

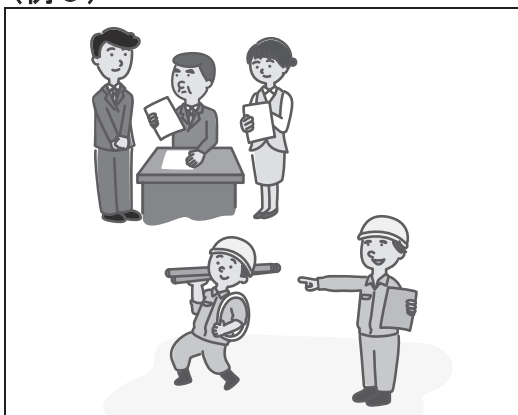


重要ポストが男性、会議出席者全員が男性、女性が補助的な役の表現等

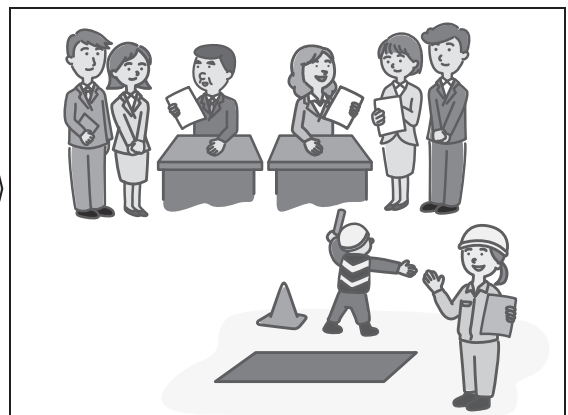


上司やリーダーに、性別は関係ありません。

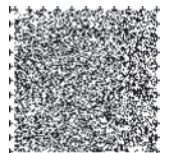
(例 5)



上司、リーダーがいつも男性



いろいろなところで、男性も女性も活躍しています。



→ たとえば、こんな表現は

(例6)



職業等を固定観念に捉われて表現  
(医師は男性、看護師は女性など)

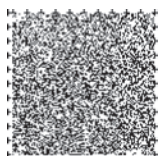


男性も女性もさまざまな職場で活躍  
しています。

さまざまな生き方や個性を表現するよう工夫しましょう！

#### 表現上の留意ポイント

- 男女のいずれかに偏った表現になっていませんか。  
男性、女性が対等な立場で表現されていますか。
- 性別や世代（年齢）等によって、イメージを固定化した表現になっていませんか。
- 男女を対等に描いていますか。  
男女に優劣や上下関係があるような表現になっていないでしょうか。
- 男女で異なった表現を使っていませんか。  
《不適切な表現（例）呼称で、男性を〇〇氏、女性を〇〇さん など》
- 女性を安易に、アイキャッチャーにしていますか。
- その言葉を男性又は女性に置き換えたときに文章表現は適切ですか。  
《不適切な表現（例）「女医」→「男医」とは言わない など》
- 男女のどちらか一方だけを表現していませんか。  
《不適切な表現（例）「父兄」、「サラリーマン」、「営業マン」など》



## 藤沢市人権施策推進指針【改定版】

【発行】

2016 年（平成 28 年）3 月

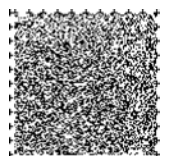
藤沢市企画政策部人権男女共同参画課

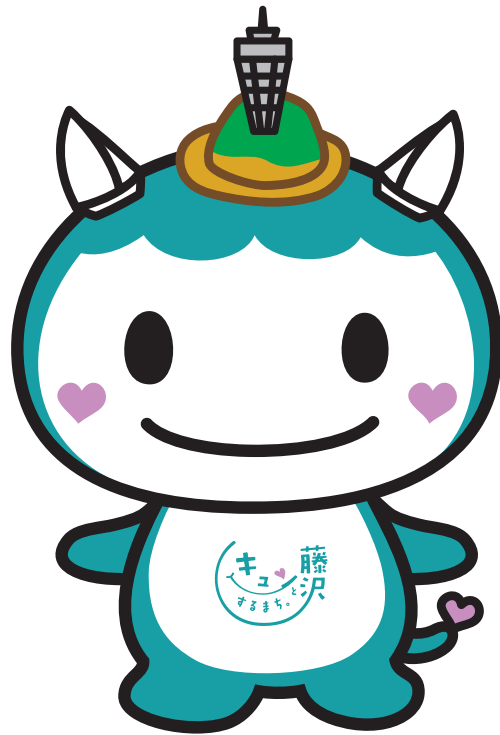
〒251-8601 藤沢市朝日町 1 番地の 1

電話 0466-25-1111 内線 2132

FAX 0466-24-5928

E-mail : [jinkendanjyo@city.fujisawa.kanagawa.jp](mailto:jinkendanjyo@city.fujisawa.kanagawa.jp)





「キュンとするまち。藤沢」  
公式マスコットキャラクター

ふじキュン♡

藤沢市人権施策推進指針【改定版】

